

第七十七回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

昭和五十一年五月十二日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 登坂重次郎君

理事 河野 洋平君

理事 藤波 孝生君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 讓君

理事 上田 茂行君

理事 久野 忠治君

理事 高見 三郎君

理事 檜橋 進君

理事 深谷 隆司君

理事 長谷川正三君

理事 栗田 翠君

理事 高橋 繁君

出席國務大臣

文 部 大 臣 永井 道雄君

出席政府委員

文部政務次官 笠岡 喬君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部大臣官房会 計課長 宮地 貫一君

文部省大学局長 佐野文一郎君

文部省管理局長 清水 成之君

委員外の出席者

厚生省医務局医 事課長 古賀 章介君

厚生省薬務局企 画課長 新谷 鐵郎君

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

委員の異動

五月十二日

辞任

補欠選任

安里積千代君

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

安里積千代君

五月十日

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の出産に際しての法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外一名提出、参法第一四四号)(予)

同日

大学学生寮の改善等に関する請願(有島重武君紹介)(第四一四〇号)

同(高橋繁君紹介)(第四一七〇号)

同(山田太郎君紹介)(第四一七一号)

同(北側義一君紹介)(第四二四六号)

国立能楽堂の設立に関する請願(藤本孝雄君紹介)(第四一四一四号)

同外一件(湯山勇君紹介)(第四二四五号)

私学助成に関する請願(石田幸四郎君紹介)(第四一四二二号)

同(石田幸四郎君紹介)(第四一六九号)

同(石田幸四郎君紹介)(第四二四四号)

私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(栗田翠君紹介)(第四二四七号)

同(中島武敏君紹介)(第四二四八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○登坂委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。嶋崎讓君。

○嶋崎委員 きょうは技術科学大学を中心にして、ほかに幾つかの新設大学もござりますが、技術科学大学にしばらくして質問をさせていただきます。

最初にお伺いしますが「技術科学大学の概要」という文部省から私のところに届きました文書がござりますが、これはどこでつくったものですか。

○佐野(文)政府委員 文部省に設けられました調査会で、技術科学大学のさまざまな問題につきまして検討を進めているわけでござりますが、その状況のうちで現在まで大綱的にとりまとめられておりますものについて私の方で取りまとめたものでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、この概要の最初に書いてありますように、昭和四十九年の三月に出された技術科学系の新高等教育機関構想に関する調査会、この長い名前の調査会の報告に基づいてこの新構想大学の概要が決まりました、こういうふう

に判断してよろしいですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおり、四十九年三月の報告に基づきまして、その基本構想をさらに具体化するための検討が進められておるわけでござります。その内容でござります。

○嶋崎委員 この技術科学系の新高等教育機関構想に関する調査会の主査は関口敷さんということになっておりますが、その調査会のメンバーのリストを資料として提出していただきたいと思います。

す。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおり、当時東京家政学院大学の学長でございました関口先生を主査といたしまして、その他関係の大学の先生方等を中心に構成されたものでございます。この委員の名簿につきましては提出をさせていただきます。

○嶋崎委員 そうしますと、この調査会の答申に基づいて文部省で技術科学大学の構想の要綱をまとめたものということで質問をさせていただきますが、この四十九年三月十五日の調査会の木田局長あての答申の前文に「この報告に述べた構想については、今後、法律上の制度としてのこの高等教育機関の位置づけを明らかにしたうえで」という書いてあります。法律上の制度としてのこの高等教育機関の位置づけ」というのはどういう意味ですか。

○佐野(文)政府委員 この四十九年三月のときの技術科学系の新しい大学院の構想の内容というのは、すでに御案内のように、先般の当委員会におきましていろいろと御議論がございました。修士の課程を中心としたしまして、それに進学するための特別の課程を設けるという構想でござります。したがって、当然それに伴って法律的な検討を必要とし、かつ制度的な位置づけを必要としたわけでござります。

○嶋崎委員 そうしますと、四十九年のこの段階の答申で言っている法律上の制度というのは、この技術科学大学が大学院を中心とした技術科学大学ということの前提にした意味で使われたということになるわけですね。

○佐野(文)政府委員 そのとおりでござります。

○嶋崎委員 そうしますと、この答申と今度の出てきた「技術科学大学の概要」との間には、そういう意味での直接的なつながりはないと判断でき

るのですか、つながりがあるのですか。

○佐野(文)政府委員 技術科学大学の構想の基本的なねらいにつきましては、この調査会の基本構想を受け継いでいるわけでございますが、制度的な位置づけにつきましては、当委員会での御議論をも受けて、構想を変えて、一学年から主として工業高校の卒業生を受け入れた一般の大学とするというふうに改めましたので、そういう意味で特別な法律上の措置をするということは必要がなくなつたわけでございます。

○嶋崎委員 それで大体この答申の意味と今度の構想の大学の概要との関連が明らかになりましたが、そうしますと、問題はその大学の内容が、法律制度の上では変更を必要としないけれども、内容としてはここに出された調査会の答申の見解に基づく新構想大学というふうな考えでよろしいですか。

○佐野(文)政府委員 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 そこで、これは大臣にお伺いします。この「技術科学系の新しい大学院の構想について」という答申ですけれども、先に答弁を考えていただく結論的な前提を申し上げますと、やたらに新しい言葉があります。たとえば、しゃれた言葉だと思ひますが、「技術科学」と「科学・技術」とはどう違うのですか。

○佐野(文)政府委員 「科学・技術」と申します場合には、いま御指摘のように真ん中にばつがございまして、言へば科学と技術というふうな意味で使われているのが一般だと思ひます。この技術科学大学で言っております「技術科学」と申しますのは、技術の分野について、諸科学の成果を十分に取り入れてその発展を図るという趣旨をもって「技術科学」というふうに使っているというふうな理解をいたしておきます。

○嶋崎委員 そうしますと、私流に理解して、実用性のある技術を科学する、そういう学問の領域というものを設定されての概念ですか。

○永井国務大臣 「技術科学」という言葉はエンジニアリングサイエンスという考え方で、要する

に技術を研究し発展させていくのには科学的基礎との連携が重要であるという考え方が、これは強くその中に含まれていると思ひます。

ですから、そういう意味においては技術の発展を図っていくということの研究並びに教育が行われる、こういうことだと思ひます。

○嶋崎委員 そうしますと、この答申の中に「このような社会的要請に対応するために、実践的技術の開発」という言葉があるんですね。そして今度はこの大学の教育研究の基本構想として「指導的実践的技術者」という言葉があるわけですね。そしてこの大学の研究は「創造的技術の開発」と言っているんですね。技術に実践的でないものはないと思ひますけれども、「実践的技術」というのは何ですか、どういう意味ですか。

○永井国務大臣 実は私、この調査会に参加してはなかつたわけですから、詳細な議論はわかりませんが、しかし実は調査会のメンバーは、たまたま私、東京工業大学にいたもので、東京工大で議論していた議論の人がたくさん入っています。私の理解いたしますところでは、いままでの「科学・技術」というふうに分けて、いままでの研究をやっていますというところ、たとえば、実験、実習のようなものが非常に弱くなるおそれがあり、従来の日本の慣例とかそれから東京高等工業専門学校、いわゆる蔵前工業、そういうふうなところで伝統的にやっていた技術の研究する場合には、実習、実験というものを非常に重視していくという傾向が戦後かなり弱まった。そこでむしろこの際技術の研究のためにもそういう側面というものを重視する必要があるということとを、長い間、いわゆるエンジニアリングサイエンスに関心を持っていた人が申してきておりまして、たとえば、東京工大の中でもそういう方向を打ち出したいという努力が繰り返されてきたわけですが、この参加の方々の顔ぶれを見ますと、私はそういう点が考慮されているものと理解いたしております。

○嶋崎委員 一般的な抽象的議論をしていても始まりませんから、端的にお聞きしますが、今度は最後にまとめて「技術科学大学の概要」の中で言っている「実践的な技術の開発を主眼とした教育研究を行う大学院に重点を置いて工学系の新しい構想による高等教育機関を新設しようとするものである。」新しい構想というのはどういう意味ですか。

○佐野(文)政府委員 一つには、この大学の場合には工業高校それから工業高等専門学校の卒業生を主として受け入れて、そして学部と修士の入学定員を同じにして一貫した教育を実施しようという点が従来の大学とはかなり変わったねらいを持ったものということができるかと思ひます。それに対応して教育の内容につきましてもいま大臣が申しましたような、そういうねらいを持って実施をするために、教育の組織としては従来の狭い学科ごとの区分よりも、もっと広い、いわばコース制を採用した課程を六つ設ける。そしてそれに対応して大学院も六つの専攻を設けるというような工夫をいたしております。また、教育の方法におきましても、できるだけそういう趣旨を達成するために実験、実習に重点を置いていくというふうな工夫もいたしております。そういう点が従来の大学とは変わった新しいところかと思ひます。

○嶋崎委員 いま局長は三つの側面を言いましたね。新しい構想の第一は、学校の制度が新しい、つまり工業高校、高専から行けるということ、そういう意味でそれに学部と修士課程が一体化しているという制度的な面から見て、よその大学から見ると新しいというのが一点。

二番目は、内容的に見て、いわゆる技術科学に力点を置いたという意味で新しい。

三番目に、したがって教育方法においても実験、実習などを中心とした新しいタイプの教育方法をやる、こういうことだというふうに理解しまして、その第一点から入りますが、この技術科学大学の進学課程はどういう経路になるのかという点であります。ここに書いてある内容によりま

すと、「高等専門学校と同様、後期中等教育段階で実践的な技術教育を実施している工業高等学校の卒業生」まずここで工業高校から進学ができるという道を開いている、これが一つあります。

二、「この大学への進学の道を開くことも、この大学の性格から見ても意義のあることであり、その受入れについても考慮することが適当である。」と書いてある。したがってこの技術科学大学は、工業高校から四年制の大学の一年に入学ができるという道が一つある。この場合に、普通高校から技術科学大学の一年に進学するという道は閉ざすのですか、開放するのですか。

○永井国務大臣 普通高校からの進学者というものを、別に普通高校卒業生であるからといって入学資格者として制限することは考えておりません。

○嶋崎委員 そうしますと最初は六十人の定員ですけれども、工業高校それから普通高校からも受験することができ、そういう意味で開かれていくわけですね。では今度は、高専の三年から技術科学大学に入学する資格はどうなりますか。

○佐野(文)政府委員 資格としてはあるというふうな言わざるを得ないと思ひます。高専の途中から編入学をするところは望ましいことであるかどうかについては議論はございまいしうけれども、入学資格としてはでございます。

○嶋崎委員 実際には五年間やるコースの学校に行つたんですから、三年から行くというのはアブノーマルな進学希望だと言えないことはないけれども、しかし四年制の技術科学大学と二年の修士課程が一体化されているということになると、高専五年卒業して学部の二年に入るよりも、四年で一年生から入るという場合に、よりも一度基礎的でもあり、しかも専門的な研究をやるのに有利であるということも考えられるわけですから、それじゃその道も一応は開いているわけですね。——はい。

そうするともう一つ聞きます。今度は高専を卒業した人たちは、いままでの進学希望率ほどのぐ

らいでしたか。

○佐野(文)政府委員 おおむね九%弱、八・七%程度だったと思います。

○嶋崎委員 それは高専を卒業した学生が、普通の大学の工学部の三年に編入するという形で処理されていたんですか。

○佐野(文)政府委員 二年ないし三年に編入されるという形で処理されております。

○嶋崎委員 このコースは今日、今後開かれていくわけですね。

○佐野(文)政府委員 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 いままでは国立高専というのは袋小路ですから、進学の道があっても大学側の受け入れ体制もあつたでしょうし、またいわゆる技術科学的な専門教育を小さいころからやっていたために、大学の一般教養や基礎的な研究を中心にしてきた学部二、三年に入るには入りにくいとかいうような障路があつたのではなからうかと思ひますが、制度としては開かれていた。しかし袋小路だったからなかなか進学しにくい。進学率は九%そこそこだが、本来ならばもっと開放されていれば他大学に行く可能性というのは含んでいるといふふうに予測されると思ふんです。

そこで今度は、高専卒から技術科学大学の三年、四年に、これは入学試験をやる編入ですか。

○佐野(文)政府委員 入学試験を行う編入学でございます。

○嶋崎委員 今度は、普通の大学の学部の二年生の学生が技術科学大学の三年ないし四年に受験をして編入するという道は開かれているのですか。

○佐野(文)政府委員 制度としては開かれてい

○嶋崎委員 そうですね。

○佐野(文)政府委員 そうですね。

○嶋崎委員 そうですね。

○佐野(文)政府委員 そうですね。

○嶋崎委員 そうですね。

○佐野(文)政府委員 そうですね。

○嶋崎委員 そうですね。

○佐野(文)政府委員 そうですね。

○嶋崎委員 そうですね。

思います。また、この大学の性格からして、将来は、高等専門学校を卒業して一たん社会に出てある実務経験を積んだ者がさらにこの大学院に入ってくることは、むしろ望ましいことであるといふふうに考えております。

○嶋崎委員 そうしますと、将来の技術科学大学の大学院というのは、いままでの高専を卒業して社会に出た人がさらに技術を身につけたい、専門的な勉強をしたいというので来るところに力点を置いているのであつて、他大学を卒業した学士ないしは他大学の学部在学中の学生が——学士でなければマスターへいけないですね、他大学の学士の資格を持った人が社会に出ていて、そしてそこからまたこの大学院に来るということもあり得るし、制度としては開放しているわけですね。

○佐野(文)政府委員 制度としては開放されているということだと思ひます。

○嶋崎委員 いままでの幾つかの進学のコースを考へてみますと大変複雑なわけなんです。技術科学大学というの国立大学ですから、特にすべて進学できるように開放されていなければならぬと思ふのです。制度としては開放されているがという答弁ですけれども、実際は、高専卒で社会に出た人がこの大学院のコースにいくとか、ないしは高専卒業者が学部三年編入に優先するとか、工業高校を済んだ学生が学部の一年に進学するの

に優先しているとか、そういうふうな、たてまえとしてはいろいろなところ開放されているけれども、事実上は、いままでの国立高専というものを軸にするかもしくは工業高校を軸にして上にでき上がった大学、こういうふうな規定によろしいのですか。

○佐野(文)政府委員 この大学は高等専門学校の卒業生を受け入れて、そして高等専門学校における教育の趣旨、特色というものをさらに伸ばしていこうというところにあるわけでございます。そういうことで三年に受け入れて修士の課程まで一貫した教育というものを考へていくわけでございます。ですから、受け入れる段階では、当然修士の課程まで

その人たちは本来進んでいくことを予定するわけでございます。もちろん途中で進路を変更するということはあるわけでございます。それから、それに対するカリキュラムの上での配慮等はいかなければなりませんけれども、たてまえはそういうことであらうと思ひます。ただ、そういうたてまえをとながらも、いま御指摘のような、ほかの分野からの志望者の受け入れということも制度としては考へられるわけであるし、また、大学院の定員に余力があればそういったものも受け入れていくということも考へていくべきだといふふうに考へております。

○嶋崎委員 これは工学系の大学院を持った大学ですから、しかも国立ということになりますと、他大学の工学部を卒業した学生も当然この大学院に進学する資格もあれば、それから、大学側としては受け入れなければならぬのではないかとといふふうに私は思ふのです。だから、工業高校というものは別としても、高専をつくってきた経緯自身、袋小路の学校をつくってきたのですから、そうしてそれが袋小路になつたからといって上に延ばすためにだけあるのであつて、他大学のいわば学士卒業者が同じ資格で大学院を受験することができないということであつてはならないと思ふのですが、それはいかがですか。

○佐野(文)政府委員 実際問題としてどの程度の受け入れが可能であるかという問題はございますけれども、制度のあり方として、そういったものの受け入れを拒むということはあり得ないことだと思ひます。

○嶋崎委員 そが新構想大学の学部と大学院の制度上の問題だと思ふのです。つまり、いままでの大学は学部卒で学士を出す。それで四年制大学だったわけですね。ところがこの大学は、四年のうち二年は工業高校から来る六十名に限定しておいて、そして編入の段階で二百四十名高専から入れて、そして三百名をストレートに大学院にそのまま持っていく、現在の段階はこういう考へ方なわけですね。そうなりますと、大学院が学部に通

続いた位置づけになっているところにこの制度の特徴があると思ふ。ところが、こういう制度だと、高専から編入してきた人間が圧倒的に優先してしまつて、他大学の工学部を卒業した学生がこの大学院を受けるという道は、客観的には閉ざされていくことになるのではないかと考へるが、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおり、この大学を創設する趣旨が高等専門学校における実践的な技術の開発を主体とした教育を大学院レベルを主体として実施したいということでございます。で、三年時に編入学をさせた者が修士まで進んでいくということが主体になることはもとよりでございます。したがつて、他大学の工学部を出て、この大学の修士課程に進学しようという者は、道は開かれているけれども、実際問題としては入り得る余地というのが少なくなるというのは実態であらうと思ひます。

○嶋崎委員 そこで技術科学と科学技術という問題が関係してくると思ふのです。つまり、技術科学という研究領域に基点を置いた大学をつくるというの、いままでの大学の工学部が科学を中心にして、その上に技術というものを考える傾向があつて、極端なことを言えば実用性がなくとも理論研究や真理の研究をやっていく。つまりそういう基礎研究に力点を置いた学部の性格があつた。そのことが今日の日本の科学技術の発展につ

て研究の貧困化、表現がいいかどうかは別として、そういう条件を招いているからこそ技術科学大学というものをつくつたわけでしょう。だとすると、総合大学の工学部でもって基礎的な研究をやつた学生が、技術科学的なものをよりやりたいという意味においてその大学院を選ぶということ

を保障していなければ、国立大学としての技術科学大学院のレーゾンデートルはおかしいのじゃないかと思ふのです。そういう意味で、高専から行くのを優先するといふたてまえはとるべきではないのであつて、実際がそうなるかどうかは別として、少なくとも各大学の学士の資格を持った諸君

が技術科学大学院の入学試験を受けるということ
は開放しておくべきだというふうに私は思うので
すが、いかがですか。

○永井国務大臣 ただいま先生御指摘になりました
ように、私は、制度的には、他の大学を出た人
が技術科学大学院の大学院に入りたという場合に
道を開くことが将来できるということを考えるべ
きだと思ひます。しかし、むしろ力点はどこにあ
るかというところ、高専卒という方がありまし
たが、今度の技術科学大学院の特色は科学技術でなく
て技術科学である。つまりこのやり方は、具体的
な技術を中心にして科学の研究を行うという意味
において従来の研究方法と違うわけです。それを
確立していくことによって、ある意味では従来の
工学部と違う傾向が生まれてくるわけでありま
すから、したがって、そういう意味において相互に
刺激し合うことも起こってくるということが調査
会のメンバーの方たちの考えにあると理解いたし
ております。

○嶋崎委員 いま教育制度の問題を幾つか申し上
げたわけですが、今度は教育内容の観点、研究内
容の観点に第二番目の視点を移しますと、研究組
織の研究グループは答申に出されたものとこれは
大体同じですね、ちょっと用語が変わっているだ
けで。これは六コースになっていますけれども、
実際は計七つですね。これを見ますと、非常に新
しい学際領域を考えた、既存のいままでの大学の
講座ないしは科目、そういうものをいけば新しく
発展させたものとして構想されているというの
はわかります。ところが、今日自然科学の中でこ
ういう新しい研究分野ないしは新しいものが要請さ
れていると同時に、新しいものが古くなっている
という点の研究の反省があると思ひます。たとえ
ばここで言っているところの機械工学、電気工
学、私の専門は社会科学ですから細かなことはわ
かりませんが、たとえばこの中に生物系というの
がなぜ入らないのか不思議でならないのであり
ます。つまり、今日の技術科学が問題にしている
ことは、生産力の発展や新しい技術開発も重要だ

けれども、環境破壊というものを中心にしたこと
との調和がとれなければならないという反省が今日
のすべての科学で問題になっていることでありま
す。そうしますと、当然このグループの中には生
物系グループみたいなものが調和のとれた形で入
ってこなければならぬのではないかと。そういう
ものが入らないというところはいままでの高度成
長下におけるいわば企業の技術開発に対応してい
く諸側面が強調されていて、調和のとれた研究体
系というものになっていくんだらうか。私の言葉
で言えば、新しいように見えて実は非常に古くさ
いという点が研究グループの位置づけ方として問
題になりはしないかというふうに思うのです。そ
の点いかがですか。

○永井国務大臣 実は、これも私の理解いたして
おりますところでは、嶋崎委員が御指摘の点は非
常に重要なことと思ひます。つまり、現在の環境
破壊というような問題と技術の関係、こうしたも
のを十分に研究しなければいけない。その問題
が、たとえばマサチューセッツ工科大学のコース
の編成では、嶋崎委員が御指摘になりましたよう
に生物関係あるいは生命科学関係というような形
でくくられておりますが、ここではそうではあり
ませんけれども、しかし、そういうものがたとえ
ばテクノロジースピリットというような形で研
究されなければいけないというところは、研究組織
の方で見えていただきますと、計画・経営研究グル
ープというのがあります。それからまた、情報工
学研究グループというのがあります。そういうもの
のまた教育組織の方にもはね返る形になってお
りますが、そうした形で、たとえばいまテクノロ
ジースピリットというふうな形で総称されてい
るような問題が研究されるものと私は理解して
いるわけでございます。

○嶋崎委員 いや、ここで言っている計画・経営
研究グループというのは管理科学で、中身はそう
じゃないのです。だから、やはり依然として生産
力主義の前提に立っている科学領域だと私は理解
していますけれどもね。だからその辺は、ぼくは

専門家でもないですから議論はしませんけれど
も、そういう意味で、教育内容に関連してこの技
術科学大学院というものの研究コースは、今後そ
ういう問題を、少なくとも調和のとれた研究をや
ていかなければいけないと思うのです。特に、海
洋なんというものをどう関連させていくかとい
うのはこれから非常に重要になってくるので、陸
ばかり言っていますけれども、海洋科学、それか
らいういろいろな機械、電気すべてのものとの
関連なんかは今後の研究課題として非常に重要
になってくる。そういう問題をやっていきますと、
生物系の研究領域やグループが非常に重要視さ
れてくることになると思うのです。だから技術科学
という場合でも、環境破壊がこれだけ社会問題に
なると同時に、日本の科学技術のあり方そのもの
が問われているわけですから、重視しなければなら
ぬのではないかと思うのです。

たとえば、この科学技術白書を見ますとおかし
なことを言っているんですね。日本の技術という
のはほとんど輸入技術だ、だからこれからは輸出
する技術というものを考えなければならぬ。こ
ういう意味で、外国の模倣をしていくという
か、外国の技術を日本に導入していく形でやっ
てきた技術のあり方を、もっと自主的な研究に基
いて技術を外に向けて輸出していくというよう
な自主性と同時に、高度の研究というものを要請
しているわけですが、この考え方は、輸出な
んというものを頭に置いて考えていくのがいいの
かどうか私は疑問なんです。そういう意味で、こ
の研究グループの位置づけ方についても今後の課
題があるということを申し上げたわけございま
す。

そこで研究組織の問題に移りますが、もう一度
制度的な根本を聞きますが、この研究組織は大学
院中心の大学ですか、学部中心の大学ですか。
○佐野（文）政府委員 大学院における教育研究と
いうものに主体を置いた大学であるという構想は
変わっていないわけでございます。

研究組織と教育組織というこの答申の最初の方に
出ている分けた図ですね。こっちは大学院だけが
教育研究組織として図表になっております。こ
のこっ側の「技術科学大学の概要」の方の図表
と、それから四十九年三月の答申の段階の研究組
織における図表、これは研究と教育を分けてあり
ます。

そこで聞きますが、この大学は、研究科委
員会と学部の関係はどうなるのですか。

○佐野（文）政府委員 ただいま申しましたように
大学のねらいとするところが、大学院レベルの教
育に主眼を置くということとはもとよりございま
すけれども、制度的なあり方としては一般の大学
と同様なものでございます。この場合には、教授
会が学部と大学院の双方について責任を持つとい
うような形で運営されていくということが調査会
でも検討されておりますし、私どももそれで適切
ではなからうかというふうに考えております。

○嶋崎委員 したがって、新しい構想だというの
は、学部と大学院が連続しているというところに
新しい特徴があると言いましたね。そういう前提
ですから、学部の卒業生が全部大学院に行ける、
大体三百ですから。そういうところに特徴がある
わけなんです。したがって、大学院の研究、教
育のスタッフが中心になって学部と大学院を運営
していくという、そういう大学になるわけであ
る。その点いかがですか。

○佐野（文）政府委員 学部と大学院を通じてこの
大学の教官が全体として責任を持って運営に当
たるということであらうかと思ひます。

○嶋崎委員 それはどこの大学でもそうですよ。
大学院のあるところは、研究科委員会と学部とが
一緒になって学部教育と大学院をやっているの
ですよ。ところが、そこは同じなのに、この技術科学
大学は、実際は大学院を技術科学の修士を中心
にして学部をくっつけた大学なんです。経過が大
体そうですよ、途中なかつたのを入れたのですか
ら。だから、そうなりますと、ここで言っている
この「系」というのは、これはよその大学で言え

ば研究科委員会の中のいままでの学科ですね。たとえは法学研究科の中の政治学専攻とかそれから法学専攻とか社会学専攻とか、そういう専攻に相当するものがこの「系」になるわけでしょう。研究科委員会と「系」との関係はどうなっていますか。

○佐野(文)政府委員 この大学の場合に、その研究科委員会を設けるかどうかというのは、具体的に大学が発足した場合にその創設に当たられるスタッフが教授会の運営と並んでその問題をどのように処理するかということに結局はかかるわけであらうと思います。

しかし、先ほどから申し上げておりますように、この大学の特色からして、教授会が両方を担当するということが運営するということに足りるのではないかとこのように考えているわけでございます。

○嶋崎委員 そこはいままで学校教育法で言う大学、大学院と違ってくるんですよ。学校教育法の六十六条で言っている、大学院というのは「数個の研究科を置くことを常例とする。ただし、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができ。」と書いてあるのです。だからいままでの大学は、研究科というものがあって、それが一つないしは数個なんです。そしてその下に学部があったわけです。そういう仕組みです。ですから、研究科には教授会というものはないので、研究科委員会があります。大学は学部の教授会が中心なんです。学部教授会の上に研究科委員会があって、そしてその研究科のメンバーは教授会のメンバーでもあるのです。技術科学大学の場合はその関係はどうなりますか。

○佐野(文)政府委員 従来の一般の修士課程を持つ工学部の大学とその点において相違があるわけではないというふうに考えます。したがって、その研究科委員会というものをこの大学として設けるといふことを創設に当たられる方が考えるのであれば、それは研究科委員会を設けるということ

とでいいと思います。

○嶋崎委員 しかし、この文部省が出している概要は、大学院の——だからこれも不統一なんです。どう不統一かというところ「大学院及び学部の組織」と書いて、書いてあることはこれは大学院だけなんです。そして「大学院工学研究科及び工学部」、次の六専攻及び六課程を置く。」と書いてあるわけです。これはつまり、学部と大学院がストリートにつながってあるものなんです。そしてその設立の過程は大学院が先に優先しているわけですから、大学院で研究科をこしらえて、それに学部を連続させているというか、系列化させているというか、それは両方関連するでしょう。そういう場合に、いままでの大学の研究科委員会と学部の関係と同じと言えけれども、同じなかどうかということも聞いています。

○佐野(文)政府委員 お手元の資料にございますように、この大学の場合には工学の研究科を置き、そうしてその専攻に対応した学部の課程というものが置かれていくわけでございます。研究科委員会の場合には、申し上げるまでもなく当該大学院のこのことを処理するわけだと思えます。先ほどから申し上げておりますように、この大学の場合には、この大学に置かれる、つまり学部を置く教授会というものが両方について責任を持つて運営に当たるといふことを基本に考えているわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、この予算のつけ方はどうなるのですか。

○佐野(文)政府委員 通常の大学の場合と同じように、学部は置かれていくわけ七つの教員組織、これが言えれば大講座に相当するものなのだと思えますけれども、その学部の講座について、大学院を持つて通常の大学の講座と同じように予算措置をしていくことに相ならうかと思っています。

○嶋崎委員 恐らくその単価は、まだそういうことははっきりしないと思うけれども、他大学と比べてみると、学部の予算のつけ方、大学院の予

算のつけ方は、違った基準か、もしくはむずかしい問題を先に残すと私は思います。いまの段階ではまだそういう設立は先の方ですから今後検討すべき課題だろうと思います。

そこで確認しておきますが、ではこの技術科学大学は、学部教授会というものを前提にしているということを確認できますか。そうして大学院はここで言っている研究科に相当するものというふうに理解していいですね。大学院は学校教育法に言っているところの研究科に相当するもの、そう判断してよろしいですか。

○佐野(文)政府委員 この大学の大学院がもちろんその研究科であることは間違いないと思います。この大学の教授会が学部の教授会というふうになるべきなのか、あるいは大学の教授会というふうになるべきなのかについては、さらに整理を要する点があるかと思えます。

○嶋崎委員 それになると違ってくるんですよ。そこが違ってくるんです。いままでの筑波大学の場合は別なんです。法律で起こしたから、筑波大学の場合には、学系と学群というものを、特殊な大学だからわざと国立学校設置法の法律で起こしたのです。ところが今度の大学は、いままでと同じように、国立大学設置法の中に、大学の名称と場所、そして大学院の名称と場所だけ書いたのですから、いままでの大学と同じ教員組織、伝統的な大学のいわば組織形態を持っていくわけにはならない、そこがポイントだと思えます。したがって、大学院の教授会と実体が学部教授会が一体であつても、それを大学院の教授会が学部教授会を兼ねられる、実質的には同じことだということになるのです。そうすると法律で起こさなければいけません。その点いかがですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘の問題があるということには承知をいたしております。この大学の場合には、運営の面はともかくといたしまして、制度的な面では従来の制度を改めるといふことを考えていないわけでございますから、したがって先ほ

ど来申し上げておりますように、学部に教授会を置き、その教授会が大学と大学院の両方について責任をもって運営に当たるといふような形に相ならうかと思えます。

○嶋崎委員 ですから確認しておきますよ。いままでの大学と同じ大学院と学部の関係なんだから、法律の上で起こした国立学校設置法の考え方、したがって技術科学大学は学部教授会を軸にして、その上に大学院があるという組織でなければならぬ。実体は、研究と教育を分離するとかしないとかいう非常にややこしいものも含めて新しいタイプではあるけれども、そういう意味で新構想なんだが、大学の制度としては学部自治を前提にした教授会とその上に研究科委員会に相当する大学院がある。大学院の会議は教授会のメンバーと同じであつても、事実上は大学院と学部とは区別しておかなければならないというふうに確認をしておいてよろしいですか。

○永井国務大臣 ただいま御指摘のように、制度的な角度から申しますと、教授会は学部教授会でありまして、大学の自治を原則として大学の運営に当たっていく、そして大学院に委員会を設けることになりましたけれども、しかしながら事実上はすでに東京工業大学などのように、非常に多数、研究科に進んでおりますようなあつていう工系系の研究科においても見られることでございますが、実大学においても見られることでございますが、実際に、メンバーはいま先生手でお示しになりましたけれども、非常に入り組んだ形で全体の運営を討議しながら進めていくということがあつたという形になる。ただし制度上は混乱を生じないようにする、かようなこととでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、予算のつけ方もいままでの大学の予算のつけ方と同じ方式になりますね。

○佐野(文)政府委員 現在そのように考えております。

○嶋崎委員 非常に大事なことでございまして、議事録に残しておきますよ。予算のつくり方も学部の講座を中心にした、単価を基準にして学部予算があ

って、その上に大学院の予算がプラスアルファの形をとる、そういうタイプの大学、いままでの大学のあり方と変わらなないのです。

○佐野(文)政府委員 調査会の議論もそのような方向で議論をされておりますし、私どももそのように考えております。

○嶋崎委員 それは今後、また大学が動き出したときに、予算の単価やなんかをさらに点検させていただきますから。

というのは、たとえば広島大学の教養部が教養学部になりましたね。何と云うのですか、新しいタイプの、教養がとにかく四年になって上に大学院ができる、あそこの単価は、予算はよその大学の教養部に比べて高いのですよ。つまり博士課程を持っていて大学院の単価に基づいてという答弁をここでばくはもっています。だから各大学によって、新構想大学ならばいままでの大学よりも予算のつけ方に色がつく。そういうことで新構想だということ困るということです。たとえば筑波大学なんかえらい鳴り物入りでつくったけれども、あそこへ行っている理科系の教授は何と云っていますか、いいか悪いかわかりませんが、あそこは制度はよくないけれども、金が来るだろうと思つて行つたんだと言っているのですよ。その金もこのごろ余り来ないのでうぶう言っていますけれどもね。

それは別として、新構想大学をつくるときに、文部省の予算で誘導しながらその大学の改革や新しいものをやっていくという危険性を大学人は感じてゐる。私もそう思う。だからいまのようにつきり学部を中心にして、そしてその上の研究科委員会という制度、仕組みを前提にしてこの大学は運営されるということを確認しておきます。

そこで今度は、大体学生の数が三百ですから、教官の数はどのくらいですか。

○佐野(文)政府委員 その点はまさに今後の財政当局との折衝にかかるところでございますので、現在では未定でございます。

○嶋崎委員 理工学系ですから、教授一人当たり

の学生は少ないということはあるかもしれませんが、三百人として十人に一人だとすれば、三十人から四十人くらいですか、大ざっぱに言つて。この系というのは、ここにこう書いてあります。「各教員組織には、それぞれの研究分野を包括し得るよう必要な定員を配置する。」と書いてあるのですから、それぞれの系について少なくとも答申はどのくらいの教官を定員と考えているのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、従来の工学部における教員の配置のルールというものがございまして。ただ、この場合には大学院の規模が通常の大学の場合よりも非常に大きいという点がございまして。したがって、通常の工学部の場合とは別途の配慮が教官定員については必要であろうと思ひます。そこをこのところの詰めを今後急ぎたいというふうに考えているわけでございまして。

○嶋崎委員 そうしますと、この定員や何かは後で決まつて、また当委員会ではいろいろ議論をさせていただくということにさせていただきます。

さてそうしますと、今度はこの大学の教員組織は、この概要でいきますと、系を中心にして学部があるのですが、この教官は、この答申によりましていろいろなところから人が集まることになつておりますが、学界とか産業界から広く優秀な人材を求めて、そして「各界から客員教授を任用する等の工夫が必要である。」と書いてありますね。つまりこの教官の人事の選考ですね、これは普通の大学の人事の任用と同じ方法ですか。

○佐野(文)政府委員 同様でございます。

○嶋崎委員 そこでひとつお聞きしますが、この答申には、最初の調査会の答申ですね、こっちは管理運営というところで二つの重要な問題が提起されている。一つは筑波大学と同じように、「弾力性ある管理運営体制を確立する。」これはいままでの議論で弾力性というのは筑波大学のような法律で起こすような新しいものではないということがわかりましたね。

その下に、「なお、教育研究の経費については、

国費のほか、多様な公共資金や民間資金を導入しうることについて検討する。」と書いてある。この大学は民間資金を導入するのですか。

○永井国務大臣 ただいま御指摘の部分は「多様な公共資金や民間資金を導入」するという報告の中の文章であります。これはこの大学が大学の主体性を失ふことのないような正しい意味での社会との連携は積極的に進めていくという意味合いでありまして、まず要点として申し上げておくべきことは、こういう文章がありまして、国立大学として運営経費を国費によることは他の大学と同じでございます。

しかしながらいまのような正しい意味において社会との連携を積極的に進めていくという意味合いでございまして、いろいろな具体的な課題が、大学の教育研究に取り入れる場合に大学の主體的な判断において妥当であると考えられる場合には、民間との共同研究あるいは官公庁の研究所などからの受託研究を受け入れることも、現在も行われておりますが、そうしたことは妥当である、こういう意味合いでございます。

○嶋崎委員 現在の大学で委託研究というのはありますね、企業なんかの委託研究、こういうものについては、いま大臣はどう考えていますか。

○永井国務大臣 これには受け入れ方法は決まられてゐるわけでございまして、大学の主體的な判断において大学の教育研究を進めていく上に妥当であると考えるものが受託研究として受け入れられることは、特に工学部門などにおきましては事実上きわめて必要である場合も多々あるというふうには私は考えております。

○嶋崎委員 そこで、さっきの回答もちょっとあいまないところがある、よくが一方的に確認したところもあるのだけれども、大学の組織というもの、その研究教育の自主性というものと企業の研究や国の設立している研究所、企業目的、国家目的でつくられてゐる研究所の研究とが必ずしも結びつくかどうかというものは現実には大きな大学問題であるわけですね。そうした場合に、いままでの大

学で委託研究をしたり研究グループに参加して社会とのつながりを持つ場合には、大学には教授会を中心とした大学自治というものがあつて、そして大学における研究教育の自由というものが前提になつた上での自主的な結合だということなんですね。実態はどうかという、そうではないかもしれ

ません。しかし大学には学問研究の自由と大学自治という枠があつて、その枠の中で結びつく場合の結びつき方と枠が取り払われた場合の結びつき方とは行つて帰るほど中身は違つてくるので、それはおわかりだと思ひます。したがって、

ここで言つてゐる民間資金の導入というのは、さつき大臣の回答では運営経費については国費だが研究については社会との連携でかなり結びつくことがあり得る、そういう意味で民間資金の導入の可能性ということをはのめかされたんだと思ひます。そこが実はこの大学といふ大学の違いになつてきはないか、既存の大学といふ大学の技術科学大学との間に違いが出てこないだろうかということを危惧するのです。それはいわば既存の大学の工学部やいままでの伝統的な大学は教授会、評議会それから大学自治を前提にしたものがあるわけですね。そういう中で結びつきですから、相当チェックが可能なんです。たとえば教授がある企業の委託研究を受けるとしますね。そうした場合には教授の研究に助教授が系列化される

ないしは助手がそれに使われる、そのことのために助手のいわばテーマに基づいた自主的な研究というものがスポイルされるという事態が起きるわけですね。そうしますと、いまの大学ではそういう事態が起きた場合には、これは大学問題であり教室内部の民主的な討議の問題になつてくるわけですね。それは大学自治というものが前提になつてゐるからですね。また研究教育の自由というものが前提になつてゐるからですね。だからそういう意味で、研究教育の自由というものとその制度的保障というものが前提になりながら結びつく外との結びつき方とこつちが形骸化した場合の結びつき方とは、大学が企業目的、国家目的に従属して

しまつという危険性をはらむと思うのです。したがって、さき聞いたことが教授会中心で、その上に大学院であつて、いままでの大学と同じ仕組みで動かされる、管理運営が行われて、その前提の上に立つて大学の教育研究というものが行われるということをも確認した上で、この民間資金の導入を、現在でも国立大学でやっていた民間資金の導入が、民間資金の導入というより委託研究の形で入ってくるものが、今度のように堂々と民間資金の導入という形で許されているのかどうか、そこが私大疑問なわけです。大臣は、民間資金の導入というのは企業に結びついてやられる場合技術科学なんだからいいという、そういう考えですか。

○永井国務大臣 私文科系出身ではございますが、東京工業大学に長くおりましたので、多少嶋崎委員と経験を異にするように思いますが、さういふことは、たとえば東京工業大学あたりでも非常に苦勞してきておりましたのは、それこそ科学技術の発展がございましたために、大学を卒業いたしました社会で活動いたす場合に、会社に入ってからまた相当長期間のいわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングというものをやらなければいけないというふうな事態を生じているわけです。そうすると、大学の教育研究というものとそれから現在すでに社会で進行しておりますいわゆる技術的な活動というものの、いまの企業目的とか政治目的に従属するという意味合いではなくて技術の仕事をしていく上での相互の連携というものをもう少し強化する必要があるのではないかと、ところが長く議論されてきておりました。ところが他方において、ただいま御指摘がございましたように、ただそのことに夢中になる余り、大学の自主性というものを喪失してしまつて、そしてあたかも社会の一つの細胞であるかのごときことになつては困るわけでございますから、その間の兼ね合いを非常に明確にするということは大事なことでありますから、御指摘の点は十分にわかります。この調査会のメンバーの方々の考えというのはど

こにあるかと言へば、私は、大学としての自主性というものはもちろん損なわない、これは重視をしていますが、他方においてそういう大学外の研究というものとどういう形で連携していくかというところを一つの課題としてこの大学を出発させようという意味合いを持っていますものと理解いたしているわけでございます。

○嶋崎委員 いまの大学でも企業の委託研究を受けますね。そうしてその委託研究に協力した学生が就職の条件になるのですよ、実際は。そういう例がいろいろあるのですよ。だからこの技術科学大学といふのは、企業の研究、企業のためには研究所ですね、ないしはそういうものと結びつきながら金を取るが人も来る、金はいただくが同時に人を送り出すという、いわばそういう性格の大学になりはしないかということをお私は大変恐れるわけですね。だから職業教育、職業に重点を置くとか、技術科学に力点を置くこと、この大学としての特性だとか研究上の必要性というものは認めるけれども、そこに力点を置いて民間資金導入ということをも、そこをどういうふうに答申するような考え方の中に、大学と企業、いわゆる企業目的、国家目的に大学が従属する、つまり自立した市民を教育するのではなくて職業的な技術者を教育する、したがってこのマスターには技術修士という称号を与えてもいい、こう言っている。これは昔の技師ですね。そうなりますと、国立大学であつて、そして憲法や学校教育法で要請されている大学でありながら企業目的、国家目的に従属する形で学校運営や教育が行われる危険性というものがあつてはしないかというところを大変恐れるわけですね。だからそういう意味でこの技術修士というのは何を意味するのかはよくわかりませんが、その技術士といふ修士号を設けるか設けないか今後の課題でしょうけれども、そういう意味で民間資金を導入という問題については国が積極的に財政援助をすべき問題であつて、最初から民間資金導入という形でひもつて研究をやりながら人間を送ると

いうルートをつくるような大学のあり方はよくない、私はこう思うのです。そういう意味でこの民間資金導入という問題を前提にして技術科学大学を創設するというのは私は反対です。その点について大臣、どう思いますか。

○永井国務大臣 先ほども申し上げましたように、国立の大学でございますし、そして大学の管理運営の基本的な原則といひますか、制度は申し上げたとおりでございますから、したがって、まず大学を運営していく財政的な根拠というものについて申し上げます。その前提はやはり国がこれを責任を持ってやっていくということがあるわけです。しかし、さらにそれ以外のものも導入して、というのは資金のことになつておりますが、技術科学、エンジニアリングサイエンスといふものを十分に発展させたい、かような意味合いにおいては、さらにそれがあるということ、基本的には国がめんどうを見るべきであるということについてはいささかも変わりはないわけでございます。

○嶋崎委員 答弁ですから、大臣答弁したいなと、と、最初から、国立大学の技術科学大学をこしらへるのに民間資金の導入というものを創設の中であつた、そういう考え方そのものがおかしいんじゃないですか、私はそう思うんですが、技術科学といふ大学を、そういう研究の新しい領域を国が設置するわけでしょう。そうすると、それに必要な研究の資金が、社会との関連においてあるにしても、そこにいるスタッフはそういう問題について専門家を集めて、そういう新しい大学なわけでしょう。そのときに民間資金を導入するというのが許されてもいいということをも最初から考えること自身がおかしいじゃないですか。

○永井国務大臣 仮に、国が国立大学に対する財政的な裏づけといふものをきちんとは行わないで、そうして民間資金の導入をやりますと、これはおかしいと思ひます。そういう意味合いではなくて、先ほど申し上げたとおりでございますから、

この点、十分確認いたしておきたいと思ひます。

○嶋崎委員 なぜ大学の工学部の教授たちや自然科学の教授が民間の委託研究と深く結びつくのですか。では、それを逆に質問します。どうなんですか。

○永井国務大臣 民間だけじゃございません。さうでなくて、たとえばいま環境庁との関係では公害研究所、これは前の東京工大の、理化学研究所の大山先生が所長になつておられますし、それから電電公社との関係では電気通信に関する研究所というふうなものがございまして、私がそういう工学部の先生方から聞いていますところの理解によると、その場合にも、官庁の研究所も直ちに役に立つ応用研究といふものをやっている場合は比較的に少ない。それよりもいわゆるエンジニアリングサイエンス的に基本的な問題を相当やっています。他方において大学の方でもやっています。従来と相当変わつてまいりましたのは、社会的な、いわゆる相当の科学技術の変化の中で、そうした大学外の研究機関といふものの発展もこれは著しいものがあるから、したがって、大学の人もさういふ意味合いにおいて共同研究といふふうなものを行つていくことが必要であるといふ考え方を強く持つておられるといふふうに私は理解いたしております。

○嶋崎委員 公共的な資金もあるし、民間の資金もあると思うのですが、ここでは民間の資金といふものを、導入を前提にして答申しているものですか。これは永井文部大臣の時代ではないですか。だから、そういうものを前提にしてこの大学をつくるのについて、大臣自身もこの民間資金導入といふものを前提にして大学の創設といふものを、じゃ考えていると考えてよろしいですか。

○永井国務大臣 ですから、いまの文章のところを申し上げますと、私はいろいろな公共的な研究機関のことも申しましたが、まず一番初め国費といふのがあつた。それから次に、公共資金といふのがございまして、それから民間資金といふ、

その順列で書かれておりますので、私が先ほどから申し上げているような意味合いにおいて書かれているものと私は理解しているもので、つまり、まず民間資金依存ということを考えているのでは全くないはずである、この文章からいってもですね。はずであるというものは、たまたまこの問題について従来議論をしてきたそういう議論というものも多少聞いておりますので、私はそのように、その順列において考えられなければならないというふうな思いです。

○嶋崎委員 この調査会の協力者名簿を見ましても、日立製作所の顧問とか、日本プレスコンクリート会社の社長とか、そういう企業の人たちがこの技術科学大学に対していろいろな要請というものを持って創設していると思うのです。だから、大臣はきれいな答弁をしておりますけれども、今後、資金のあり方や何かについても、いま言ったような問題についてかなり大学の運営の中では慎重に対処しておく必要があるということを言っているのです、その点を、基本はいままでの大学と変わらないと言っているけれども、技術科学大学というのは新しい構想だけに、そういう企業との癒着と、それに絡まって学生の就職あっせんが行われるという、そういうギブ・アンド・テークの関係にならぬようにしてほしいということですよ。実際には、この技術科学という教育の場合に、私が大変恐れているのは、その教育が自立した市民というものを前提にした技術者と、それから職能的な技術は専門的だが、その自立的市民としての教養やそういうものが軽視されていく教育であってほしくないと思うのです。ですから、企業と大学がいろいろな形で結びつきますと、学生の学問、思想の自由、研究の自由といったようなものに関連して、また集まる教官の学問、思想の自由という問題と関連をしてくる。それだけに、この技術科学大学という新構想というのはこわいのです、筑波大学がひど過ぎるから。大臣自身も、東京工大の教授にこれ以上筑波みたいなものはふやきぬ方がよいということをおっしゃって

いることをばくも聞いていますからね。だから、そういうこわさがありますから、国立大学の設立だけに、その研究と資金という問題については、大学の自立性というものを尊重していくというたてまえを堅持していただきたいということでございます。

それに関連して、この大学がちょっとおかしい大学だと思ふのは、朝日新聞の四月の二十三日に、大学教官の十年任期制という問題が新聞で抜かれております。

まず最初に確認しますが、この新聞によりますと、「自民党文教部会」としては、大学の目玉として、宿願の「任期制」を何とか盛り込みたいと考えて、文部省との非公式な折衝でも、実現を強く働きかけてきた。ところが朝日は解説していますが、この事実経過はいかがですか。

○佐野(文)政府委員 技術科学大学の構想については、党の文教の先生方いろいろな意見交換をする機会はもちろんあるわけでございます。そのときに、任期制の問題というのは、これは従来から各大学におきましてもあるいは国立大学協会におきましても、問題あるいは課題として意識されているような重要な大学の教官の人事の閉鎖性を改善するための方途でございますし、議論になっていることはもちろんございます。しかし、そのことが文部省の方でいろいろものを計画する場合にどうこうというふうなことはございせん。

○嶋崎委員 新聞で言っている任期制を何とか盛り込みたい考えで、文部省との非公式な折衝で実現に強く働きかけてきたということは言えるのですか、言えないのですか。

○永井国務大臣 私に特に働きかけていただいたことはございません、よく御説明を申し上げますが、私はこの問題を考えるべきだと思っております。なぜかという、これは中央教育審議会の答申の中にもある課題です。それからもう一つ、大学紛争が起りました後に東京大学、京都大学を初めといたしまして、そういうところでも大学改革の中で任期制の問題をどのように考えていくべきかということが論じられておりますから、私は自民党だけが考えたとは思いません。

そこで、これをどうするかという問題ですが、まずこの問題について、確かに大学の人事というものに閉鎖的、停滞的な面があるというところは、現在大学が出力しております報告書、つまり紛争以来の報告書の中でも指摘されていることでありますから、これは何とかして教官人事というものを弾力的にすることが必要であると思っておりますが、しかし、現在任期制ということになりますと法律改正が必要ということになります、そのような法律改正の形での制度的改革というものは考えていないのでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、その後について朝日新聞は、これは文部省の見解ですね。「しかし、技術科学大学については①同大学が実践的な技術の開発を主眼にしているため、研究実績の評価が行いやすい②産業界などの民間の研究機関では業績中心主義になっている、などから「技術科学大学では任期制を採用できる素地がある」との判断を固めたものだ。」と書いてある。これについての事実認識はいかがですか。

○佐野(文)政府委員 そこで①、②というふうな書かれている内容についても、私も必ずしも直ちにそのように考えているわけではございませんし、だからこの大学で任期制を採用する素地があるんだというふうな判断をしたこともございせん。

○嶋崎委員 大臣はどう思いますか。技術科学大学が実践的な技術の開発を主眼にしているの、研究業績の評価が行いやすいと思いませんか。

○永井国務大臣 いまの御質問にお答えする前に申し上げておくべきことは次のようなことでございます。大学の教官人事というものが停滞的、閉鎖的にならない方がいいというのは、これはもう大学人も一般に考えてきて、これをどうしたらいいかということでありまして、先ほど申し上げましたように、この大学の設立に当たりまして私も法改正をやるという考えを持っていないとい

いうことです。そこで、設立に入りましてからこの問題については、先ほど嶋崎委員が御指摘になりましたように大学の自治といいますが、つまり当然設立準備室長というものででき、そして大学をつくっていく主体ができるわけでございますから、いま文部省が、これこれの方法でいゆる制度でなくて人事を従来よりも弾力的なものにしていくべきであるということをお細かく限定することは妥当ではない。それよりもむしろ、準備室長というものが決まり、その大学を担っていくかそれという諸先生方が現在の大学人として当然お考えになられているわけでございますから、その先生方の自由な御討議を基礎にされた御決定によってそうしたことを考えられていくということが最もよろしいことであると私は考えているわけでございます。

○嶋崎委員 ばくくの質問に答えていませんが、研究業績というものは実用的な技術科学の場合には評価がしやすいということが言えますかと聞いています。

○永井国務大臣 私が嶋崎委員の問いに直接お答え申し上げなかったのは、そうした角度もありまして、そうしたことは、今後の大学の自治的な運営にいきさかでもある種の形の色合いを私がつけることに相なりますから、したがって先生方の御質問に答えず、それよりも重要な原則について申し上げたわけでございます。

○嶋崎委員 いま大学では研究業績と教育業績という問題があるんです。そしてこれは研究だけや大学じゃないのです。技術科学大学で、研究と教育をやるのです。そうした場合に、研究業績については学会もあれば、学会へも行かないで筑波大学の教授になっているものもあるけれども、それは別として、とにかく学会もあれば、一定の業績を判断していくのはルールとしてはかなりあります。ところが教育業績というのは、大学の職階制というものを考えたときにその評価が非常にむずかしいわけでありまして、小中学校で勤評が問題

になつてもあれだけ話題になるぐらいでありますから、教育業績の評価というものは大変むずかしい。そこにこの任期制という問題を持ってきたときの一つの問題がございいます。一つです。そのほかに身分保障という問題がありますが、それから簡単に業績、実績の評価が行ないやすいなんて言うのは、これは技術科学大学というものを技術的にしか見ていない、教育を忘れている解説になると思うのです。だから、文部省が言つてないすれば朝日が一面的に書いたということになるわけです。

それから三番目に朝日はこう書いています。同省の話では、現行の国家公務員法などには「任期制」の規定がなく、「任期制」を本格的に取り入れるには、法律改正をするのが本筋だ。これはいま大臣の答弁されたとおりですね。しかし、同省としては、両大学の内規のような形で実現したいと考えている、つまり、あくまで大学当局の意向でやるといふ形をとろうというわけ。と書いてあります。そういうことといふ大臣の答弁されたこととは密接なつながりがあると思うが、いかがですか。

○永井国務大臣 いまの一番終わりのところ、つまり、これから大学を建設していかれる方々の考え方を尊重しようということはそのとおりでございます。それで、先ほど新聞報道は誤報ではないかと言われているですが、誤報というよりも、この問題を考えます場合に、研究業績の評価の仕方その他についていまの新聞に挙げられているような問題点もあるということを話したことは事実です。ですから全然架空の事柄を新聞の人が書いたというのではない。しかしそれを討議、決定する主体は大学になければならないという考え方はです。

○嶋崎委員 そうしますと、内規で任期制は決められると大臣は考えますか。大学の内規で任期制ができる、制度は決められると考えていますか。
○永井国務大臣 任期制というものを法的に解釈いたしますれば、まずそういうものはできないとい

いう意味です。

○嶋崎委員 だから、大学の中で、内規でも、任期制というものを教官について、特に大学の教授、助教授、専任講師について決めたら、これは法律違反だと思ふけれども、いかがですか大臣。
○佐野(文)政府委員 任期制とか業績の審査制というものの内容にもかかわると思ひます。

ただ、大学が自己規律の問題として、教授会の申し合わせによつて一つの自己規律のルールを決めるといふことはあり得ることであり、またそれが妥当な内容のものであれば、全学の支持を得て慣行として定着していくであらうと思ひます。しかし、そのことが法令的な拘束力を持つものではないことは、もとより大臣が申し上げたとおりでございます。

○嶋崎委員 いまの国家公務員法にしても、教育公務員特例法の八条にしても、管理職には事実上は任期制があります。しかし教官については任期制度を設けていないし、それは国家公務員法を前提にしている。その趣旨は、身分保障というものを非常に重視しているからであります。

現在の任期制は、裁判官の場合と、大学の場合に問題になるのは助手だけあります。したがって、まして、専任講師以上の大学の教官について、この任期制を採用しない根拠というのは、業績上の問題もあると同時に、身分保障という非常に重要な法の精神から来ていると判断をしなければなりません。したがって、十年の任期を仮に内規で自主的ルールだと言つて決めるにしても、では十年目に再審査をやつた場合に、何が適格であり何が不適格であるかといふことは、教育公務員の場合にとつては特にむずかしい問題を含んでいふから、局長の言うように、自主的につくつて、慣行にならばいいという性質では私はないと思ふ。現在の法体系のもとではない。その点をも確認しておきたいと思ひますが、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 先ほど申し上げましたように、やはりその内容として、どういふものをどういふふうにして決めていくかということにかかわる

部分が非常に多からうと思ひます。大学紛争が激しくなつた後に、国立大学協会なり各大学で、大学の将来像についていろいろな検討が行われておりますが、その中で、任期制というものはやはり非常に重要な課題の一つとして検討されております。

ある大学の報告を見ますと、任期制のメリットを評価しながらも、いま御指摘の教官の身分保障との両立といふことを考えなければならぬので、非常に慎重な配慮を要するといふことを述べ、そして、そういった点も考え合わせるならば、法令としてこれを実施するよりは、むしろ学内の申し合わせとして適切な慣行を形成していく方がいいんだといふことを大学人がみずからおっしゃっているケースもございいます。やはり事情によるであらうし、またその事情が決められていく場合の全学の合意がどういふ形で形成されるかにもかかわるのではなからうかと思ひます。

○嶋崎委員 私は、大学自治と学問の自由が伝統的にある場合にはかなりうまく処理できると思ふのです。問題は、ここが新構想大学なんです。新構想大学で、筑波大学みたいに学問、思想の自由のない大学は現在ないのですから。ですから、そういう大学が新構想大学の場合には必ずあらわれてくる。それだけに、こういう新構想大学に、大学自治の慣行や伝統を持たないところで、自主的にそういう問題を最初から問題として持ち込むと、そこには大変危険な、学問、研究の自由という問題に対する大きな問題が出てくる可能性を含んでいる。だから、新構想大学なるがゆえに、なおさら、こういう問題を最初から提起して検討の課題にさせるような指導はすべきでないと思ふのです。大臣いかがですか。

○永井国務大臣 新しい大学をつくるときには、何らかの意味においてそれが社会に新しい貢献をするといふことはきつめて重要であると思ひます。他方、嶋崎委員が御指摘になりましたように、新しいところは慣行がないから、したがって用心深いかなといふけないといふ意味合いに相

なると思ひますが、そういう配慮も必要だと思ひますが、ただいまの学校の人事の問題等につきましては、すでに幾つかの大学で、任期制というものはありませんけれども、教官について相当年数を経た場合に再審査をやるいふことを全学の教授会で決めている例もございいます。しかし、実は行われなかった。なぜかといふと、決めたんですけれども、慣行に反するといふことで行われていないといふ実例もあるわけでございます。

【委員長退席、三塚委員長代理着席】
したがって、それはむしろ古いから行われないうことでもございましょうから、こうした新しい大学におきましては、私たちが文部省から細かいやり方につまみして干渉することは避けなければならぬと思ひますが、やはり新しい大学をつくる意欲を持つて諸般の問題を建設の主体となれる方々が自由に議論をしていただく、そういう形で自治的にしかも力強いものをつくつていかれるといふことを、むしろ私たちとしてはその縁の下で力持ちとなつてお役に立つようにつきまざる。ですから、どうも新しいことは余り試みない方がいいいんではないかといふことになりまして、大変消極的になるおそれもありますから、必ずしもそういうものについて一切論じないという態度は私はとらないで、むしろ建設の主体の方々の意欲と御判断にゆだねるべきであると考えているわけでございます。

○嶋崎委員 同じような議論を行つたり来たりしていますからね。いまの法律制度の仕組みでは、大臣ときどき言われるけれども、共同利用研究所のやつでもそうです。大臣は私学と国立の間の差別はなくすると、願望を持っていられしやる。願望はあつても仕組みはそうならないわけ。大臣はやつぱり行政の最高責任者なんです。仕組を要することによつてその願望を実現することではなればならない。だから、現実の制度の上で法律を改正しないとおっしゃるならば、できないのですから、できないといふのは消極的とか何とかいふ議論ではなくて、どうしたらそうなるか

という問題を考えなければならぬわけですよ。だから、大学の中で自主的にそういうものをおつくりになるのは自由ですということは、いまの法律の仕組みの中ではできないということが非常に重要な点で、だからそういう意味で、そういうプロモーターみたいな役割をするときには法律改正をやらざるを得ないのじゃないでしょうか。

そうしないと、いまでも大学の場合、助手問題というのは大変なんですよ。助手の場合だって、本来任期なんているのはない。それを大学で自主的に任期をつくらせている。しかし座り込んでしまつたらどうにもならない。裁判官の場合だって、これは再任ですよ。再任でやって、決してそれで身分保障が問題になるようなことではないわけですから、憲法で保障された裁判官でさえそうですから、ましてや教育公務員の場合の業績というものが大変複雑であり、しかも大学自治のいままでの伝統からして、身分保障というものを非常に一方で重視してきているだけに、簡単にいまの制度の仕組みのものでできるというふうな問題を立てられないと思うのです。どうですか。

○永井国務大臣 ただいま共同利用研についての私の発言を一つの端緒として御質疑がございましたので、その例に即して申し上げます、私は、共同利用研の場合、現在の法制を重んじなければいけません。そういう法制を変えていきます場合には、当然国会における御審議が必要なのでありますから、そのところは重々尊重しなければいけません。そうしてあります。しかし、そうすると私学の人が参加できないかということいろいろ考えまして、幸いいろいろ配慮の結果、共同利用研には現行制度内でも非常勤講師として私学の方々に具体的には客員教授的な活動をしていただく道が開かれるということを考えられましたので、そのように措置したわけでございます。これは現行制度を曲げようということではなくて、やはり現在、国、公、私というものの間に本当に共同という実が上がりませんでいいけないということを私が申しましたから、そしてまた、それについて先

生の法制上の問題点の御指摘もございましたので、以上のように配慮いたしたわけでございます。

そこで、そのことを一つの端緒として御質疑がございましたから、それとの関連で、今後の技術科学大学について申し上げます、これは当然現行法制というものを重んじていくわけでございますが、しかし、御承知のように、大学の運営というものには法制だけで全部を決めていくということより、いろいろ大学の中の教授会における話し合いというものによって、慣行が決まってくるという側面があるわけでございます。したがって、これは新しい意欲をもつてつくられていく主体の方々がどう考えられるかということに一つの重点があると思っておりますので、私は決してそれを強圧的な仕方ではどうこうしろというのではなくて、社会一般の世論ではないかと思ひます。先ほどのいろいろな例を挙げましたように、実は、大学自身の中にそうした形の決議がたくさんあったわけでございますから、当然大学関係の方としては、新しい大学をつくられるときに、この種の問題も、現行法制をいじる、あるいはそれをねじ曲げるというようなことではなく、いろいろ配慮されるものと考えております。

○嶋崎委員 できないのですよ、大臣。国家公務員法の「身分保障」にも、七十五条に「職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない」とあるのですよ。まして身分保障が前提になっているのですよ。そうして、教育公務員については特例法の中で管理職だけに任期を決めているのですよ。そういうことはつまり、大学自治の慣行という、ほかの大学の管理運営一般の問題と違つて、これは人権にかかわる問題であり、また同時に、大学の場合には学問、思想の自由がそれにさらに絡んでいるだけに、事は複雑なわけですよ。だから大学の中では、私も学会が主導権を握つて、もっと専門家の交流を大学でやるべきだと思います。そういうための運営

というのはどうあるべきかということは議論していいと思う。だから、一つの大学にないくつたつて、ほかの大学に流動できれば解決できる問題なので、それは任期制の問題じゃないのです。それは研究、教育のあり方を中心とした大学の運営の問題なのであって、人権にかかわる身分保障の問題とは切り離して考えなければならぬのです。

だから、大臣の言っていることは、そういう大学自治の慣行で言っている問題と大学の人事の交流という問題を法律制度と切り離して議論するから混乱してしまうので、いまの法律制度のもとでは、任期制というものを制度化することはできない。ただ、人事の交流は、おっしゃる通りに、大学の中で、これは私立、国立含めて、どうあるべきか、給与の問題もどうあるべきか等々は、これは学術会議の問題であつたり、研究者の相互の関係の問題として解決すべき問題だというふうに言えるので大学の自主的な慣行でそんなものをつくるといふことは、いまおくびにも大臣の発言として言つたらえらいことになるわけですよ。だからその点はちょっとくぎをさしておきますが、これ以上深追ひはしませんけれども、その点きつとさせていただきます。そういう意味で、いまの法制度のもとでは内規の形でつくれぬのだということを確認しておかなければいかぬと思ひます。いかがですか。

○永井国務大臣 私は一番初めに申し上げたつもりなんです、任期制というものを法律的な意味でつくるような制度的な改革は考えておりません。そういうことでございます。ただ、閉鎖性、停滞性をどういうふうな打破していくかということについて学校においてお考えになるということが一つの問題である、かように申しただけであります。

○嶋崎委員 後段は大学における人事の交流の問題なんです、任期制の問題ではないと確認しておかなければいかぬと思ひます。

○永井国務大臣 交流ということもありますし、本当にたくさん改革書が出ましたですが、教授になりますとつと停年まで教授ですから、私が知

つております例では、ある時期が参りましたら、そのケースの場合は五年ですけれども、五年したらば学内に共同審査委員会というものをつくつて審査をするという形で、研究も教育も活動的にしよう、そういうことが行われたケースもあります。

ですから、異動ということもありましよう。しかし、その場合にも当然人事に対する、人事の保障というものを法的な意味においてねじ曲げることであつてはならないわけで、いま私が申し上げましたケースは、当該大学において教授会で決定しているケースでございますが、そういうものもあり得る。そうしなさいと言っているのじゃないですよ。だから、人事異動もあるし、そういうものもあり得るだらうと思ひます。

○嶋崎委員 どうも明晰な大臣としては、歯切れが悪過ぎるのです。だから、大学で業績の再審査をするとか、それから教官としての研究業績というものをどう判定するかは、むずかしいにしてもやろうとか、そういう努力で、教官の人事の交流、それから研究をより進めていくための条件をつくるということ、私は一つも否定してはいないのですよ。しかし、そのことが任期制という制度の問題として大学で内規が決められると、いまの法律のもとではできない、違反のことをやっているとということになる、そこを区別しておかなければいかぬと思ひます。

「三塚委員長代理退席、委員長着席」

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおり、仮に申し合せて一つの任期というものを決めても、それが本人の意に反して職を失わせる効果を持つような、そういう拘束力あるいは強制力を持った制度として定められないことはもとよりでございます。

○嶋崎委員 いまの局長の答弁で問題ははっきりしました。——いや、結構です、もう時間がありませんから。

○永井国務大臣 二つの点は明確に局長が申したように私も区別しているつもりでございますから、それだけ確認しておきます。

○嶋崎委員 最後に、今度は国立高専ですね。専門教育における多様性というものを前提にして国立高専というものをいままでつくってきた。ところが、国立高専という袋小路ではより有能な技術、科学をマスターするスタッフができない、そしてまた時代の要請にもこたえられないというところから、この袋小路の制度を開放するために、技術科学大学ができて、その上に大学院というものができたわけですね。こういう経過から見ると、国立高専というもののいわば学校のあり方を、全国にたくさんある国立高専から技術科学大学に変わるのには三百名です。事実上は二百四十でしょう。そうなりますと、国立高専という制度そのものが再検討されていると同じことを意味していると思うのです。そういう意味で、今度の法案には直接関係がありませんけれども、国立高専というものを、いつか木島委員がここで質問しましたように、四年制大学に持っていくって、そして初めの三年を一種の付属高校的なもの、そして上に四年制大学という形で国立高専を充実していく、つまり制度を変えていくことを通じてより充実させるという片一方における国立高専の発展があって、そしてさらに国立高専からいまの技術科学大学へ行くコースもある、そういう意味の多様性をこのコースの持っている、国立高専の持っている性格を生かすという意味でより充実させる観点から、四年制大学へ昇格させていくという考え方を今後とるべきではないかというふうになわが党の木島委員がかつてこの委員会に質問しましたが、その後どういう、検討はないとすれば今後の検討課題でしょうか、どうお考えでございますか。

○永井国務大臣 この点は木島委員にも御指摘をいただいた点でございますが、現段階におきまして、文部省としてやはり力を注いでつくってまいりたいと思っておりますのは、この技術科学大学でございます。

そこで、高専を四年制の大学に転換するというのは大変な重要課題でございますが、私どもは高

専制度の特色を生かすように、まずその内容の改善ということを中心として現在努力をすることが先決である、この段階にあるということを申し上げておきたいと思っております。

○嶋崎委員 やはり国立高専をつくった段階の、あの高度成長時代につくってきた学校の設立の趣旨と科学技術が進んできている今日の段階での社会的要請との関連で袋小路を上に乗ったわけですから、だから、そういう意味では、国立高専のいままでのあり方を再検討する時期に来ているともばくは言えると思うのです。だから、そちらにはお金がかかると思う。お金がかかるが、技術科学大学というものに力点を置いて、いままでの国立高専のレベルアップということについては後回しというのじゃなくて、やはり並行的に検討していくということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○登坂委員長 午後一時に再開することといたしまして、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時一分開議
○登坂委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題となし、質疑を続行いたします。山原健二郎君。○山原委員 国立学校設置法の質問に当たりまして、最初に大学と障害者の入学問題について簡単に質問をいたしたいと思っております。

御承知のように、本年の明治学院大学に対する身体障害者である小田君の入学試験の問題が出てまいりました。私も文部省の方にお尋ねをしたことがありますが、この場合には残念ながら明治学院大学の受け入れるところとならず、入学試験が拒否されたかっこうになっています。

それで、これから昭和五十四年度には障害者の全員入学という問題も出ております。したがって、養護学校等の高等部を卒業しまして、そして

大学へ進学したいという学生が出てくるのはいままでよりもっと多くなるのではないかと。これに對して当然適切な処理がいまからなされておる必要があると思ひます。そういう意味で、いま私は実例を挙げて文部大臣に御質問を申し上げたいわけでありまして。

これは、たまたま私の県の県立短期大学に木村俊光君という十九歳の学生がおるのでございまして。彼は県立若草養護学校の高等部の卒業でございまして、その卒業に当たりましてそれだけの学生が進路をどうするかということでもかなり悩んだわけでございます。その中でこの養護学校の先生方を中心として、特に木村君は大学に進学したいという決意を表明されまして、それをどうするかということでもずいぶん議論がなされてまいりました。ところが木村君は脳性麻痺でございまして、手も足も動きません。車いすに乗ったままでございます。私も一昨日、この木村君にお目にかかったでございますけれども、口しか動かない、こういう状態です。そして言葉にもかなり言語障害が出ておる。こういういわば重度の障害者が果たして大学へ行けるのかという疑問もあつたわけですね。そしてまたその志望を申し出ましたところの大学はたまたま県立高知短期大学でございまして、大学側にこの入学の問題を申し出ますと、

大学の方も実は大変困惑したような状態であつたわけですね。いきなり拒否するということではもちろんありませんけれども、この施設のないうちで、しかも車いすに乗った重度の障害者を一体育育できるのかということ、しばしば教授会が開かれておるわけでありまして。

私は、その教授会あるいは木村君を育てました養護学校の高等部の先生方のやりとりというものを、大臣にも昨日会議を通じてお渡ししたわけでございますが、本日にこの木村君を入学させるために、たとえば入学試験はどうなるのか、あるいは学校へ入ってから試験をどういうふうにするのかというふうな点につきまして、この養護学校では全国の調査もしたりいろいろ研究をしまし

て、入学試験のときにはたとえば木村君を別室に置きまして、そして一人の試験官がつきまして木村君の言うことを一人の先生が筆記する、それをテープコーダーを置いて、さらに正確を期すというふうな、そういう具体的な提案がなされておるわけでございます。そしてついに県議会その他におきまして、もう超党派でこの入学に對して大きな関心を持っておたわけでありまして、ついに高知短期大学におきましては教授会の決定として入学試験を受けることを認めました。そして入学試験の結果は、彼は相当な成績をもって入学を許可されたわけでありまして。これが各新聞にも載りまして、そしてこの木村君という重度の障害者の大学入学ということが全国の障害者、特に希望に燃えておる若い身障者にとりまして一つの大きな希望となつたわけでございます。

さて、この大学入学を許可されまして、それから先のことでありますけれども、何しろ木村君のうちはこの大学から、私の目測でありますけれども、約八キロ近く離れています。お母さんはこの木村君を車に積みまして夜間の短期大学でございまして、毎日午後四時半に家を出発して、五時にはこの短期大学へ着くわけですね。そして、ここにこの木村君を待つておる学友たちが、もうそこにおる者みんなが援助しまして、木村君の体と車いすを入れますと約百キロでございまして、これを四人がかりで抱えて、彼の教室へ二階、三階と運び、そして移動させていくという。それがいまお手元にお見せしましたところの写真でございます。実は私はそれをやっていただいたわけですが、そういう状態でございます。

そして木村君はこの一年間一日も一時間も休みをとっておりません。これが全学年に与えた影響というのはどうかということでも教授会の皆さんにも一昨日お目にかかったのでありますけれども、木村君の出現だけではもちろんないけれども、木村君に励まされてこの大学そのものが、学生諸君がもうきわめて時間をまじめにサボらなくなった、こういう結果が出ておるわけでございます。同時

に木村君を援助する全学の気持ちが一つになっておりまして、私はこの大学の空気に触れることができて、大変な感激を受けたわけでございます。お母さんは、ここへ送り届けますと、じつと夜の九時半まで待つわけにはまいりませんので、この大学の食堂へ行きまして、みずから食堂の手伝いをいたしまして、そうして学生諸君にライスカレーとか、うどんとかいうものを差し出す仕事をしているわけであります。親も子も本当に全身を込めた努力で大学をあと一年間卒業してみせる、そういう気魄に燃えておるわけでございます。そして木村君はみずからハムの国家試験に合格をいたしました。これは松山の電波監理局からわざわざ参りまして国家試験を受けておりますが、それもみごとに合格いたしましたので、口でキーンをたたきながらハムの通信をやっておる姿も見せていただいたのでございます。

そしてこの一年間が終わりましてその成績でございませけれども、私は本人とお母さんの了解を得ましていま発表したいと思うのです。それは、取り残した単位がないわけです。受けた試験は全部合格しておりまして、たとえば法学は九十五点の優で四単位取っております。社会科学概論が九十三点、二単位、化学が九十点の二単位、社会思想史が八十点の四単位、社会政策が八十五点の四単位、景気変動論が八十点の四単位、法学がただいま申し上げました九十五点、優、四単位、行政法が七十三点、四単位、統計学八十点の二単位、法学特講が九十点の二単位、哲学が九十点の四単位、経済学特講が九十五点の四単位、法思想史が八十点の二単位、保健体育が七十五点の二単位、憲法が八十一點の四単位、日本経済論が八十九点の四単位、金融論が九十点の四単位。これが彼がこの一年間に取った単位でございまして、私はこの成績に驚愕したわけです。だから、重度の身障者であるから手心を加えたのじゃありませんか、こうして教授の皆さんに尋ねますと、私の大学では絶対にそういうことはいたしません、こう言っておられるのでございます。

そういう意味で、この教育の成果といえますか、教育のある意味でのとうとさといえますか、こういう重度の身障者、最初は不安を持ったでしよう。大学側としても困惑したでしよう。しかし、懸命になってやればこれだけの成果を挙げることができるということを見まして、これはどうしても全文教委員の皆さん、また文部大臣を初め文部省の皆さんにお知らせしたいと思つて、きょうは資料を持ってまいりましたわけでございます。

いまの大学で一番問題になりますのは、車いすの問題であります。あとのことはそれぞれ障害者にはありますけれどもとにかく一定の成果を挙げざるは効果的なことをやることはできませんが、車いすに乘っておる場合、四階へ行くとかいうことはやはりこれの一つの重荷になっているのではないかと思ふのであります。梶はこれに對してことし七百万円の予算を木村君に對する対策として組んだわけでありまして、私はこれは梶もりっぱだと思つてゐるわけでありまして、この梶の組んだ七百万円は木村君の教室を一階に移すという考え方であります。ところが、木村君が授業を受ける教室を一階に移すということになりますと、これは全學の一變動が行われるわけでございまして、これは教育的ではありません。したがつていま全學が求めておりますのは、何とかこの七百万円を基礎にしてエレベーターをつけたい、こういうわけです。四階にある研究室にも彼がいつでも行けるような体制をつくりたい、そして全国最初の重度の障害者をつくりたい、そして全學が一致してゐるわけでございます。これを全學が一致してゐるわけでございます。

私のこの経過報告に對しまして、文部大臣はどのようにお考えになるか。また、これら重度障害者の大學進學について、またそれを受け入れた大學に對して、たとえば公立であつても文部省として何らかの措置をとつてこれを援助していく必要があるのではないかと思ひますが、大臣の見解を伺ひたいのであります。

○永井國務大臣　ただいまの山原委員の高知短大

におきます。御報告を承りまして、また私もここに写真もいただいておりますし、それから養護学校での御努力の記録もいただいておりますて、非常に感謝深く思いました。私事なりますけれども、たまたま私の父親も身体障害でございまして、当時公立学校を出られなくて退学せざるを得なかったというようなことから、いろいろ身体障害で勉強することの苦勞を聞いておりますので、人ごとと思わず承ったわけでございます。

文部省は基本的な態度といたしましては、先ほど御指摘の明治学院大学の問題などもございますが、国立、私立それぞれにつきまして一つの方針に基づきまして、国立は国立として身体障害の方々の御勉強のために、予算執行上いろいろ配慮をいたしてきております。また私立大学につきましては本年度から、身体障害の学生の方が多数在籍している学校に特別な補助を行うことにいたしました。この方向というものは今後強化されるべきものと思います。

ただいまの具体の高知県における問題でございますが、ただいま承ったところでは、事務室を三階に移すということでは問題が解決しないために七百万円の予算計上ではうまいかない、さらにエレベーターということになりますとなかなか県当局も対処できないというふうに承っております。そしてまたそうしたような形で各方面が御努力をしておられるのは、御本人はもとよりのこと、お母様や友人あるいは学校の先生方の非常な御努力によるものであつて、しかもりっぱな成績をおさめられたということでありますから、何とか解決があるようにと考えております。しかしさしあたりまして私たちとしては、県当局が大変な誠意を持って対処しておられるということでございますので、何か実態に即した解決方法はなないものであるかと考えている、そういうことでございます。

○山原委員 文部省は昭和四十二年度大学入学者選抜実施要綱——これは毎年出しているのだらうと思います。その通知の中で「身体障害のある者

願者については、その能力、適正等に応じた学部等への進学を広げる観点から受験の機会を確保するように配慮すること」と注意事項を示しております。これは当然のことであると思います。またすべての国民に平等に教育を受ける権利があることを憲法第二十六条は保障しておるわけでございまして、その点では文部省の指導としてもいま出したような通知が行っておりますが、残念ながらこれに対する財政上の裏づけがないというのが問題なんです。

そこで、先ほども申し上げましたが、実は個人の努力にはもちろん限界があるわけです。このお父さんは県庁に勤めておられた方でありまされども、県庁もおやめになって自分は自由な仕事につきながら、いま他の職業につきましてそして子供のめんどうも見る。お母さんは、この木村君のために七回家をかわっているわけでありま。もともと徳島県の方でありますけれども、高知県に子鹿園という心身障害者のための施設がございまして、それが当時かなりすぐれたものであったわけでございます。そこへ送るために高知市の方へ家を移す、また学校がかわれば近くへ家を移すというので、転々と七回かわっているわけです。孟母三遷という言葉がありますけれども、七回も家をかわって子供を何とか育てよう。自分の子の俊光が大学まで卒業できる。そしてそのことが、自分の子供ということだけでなくして、全国の障害者に対してどれだけ激励を与えるかわからない、そういう気持ちもあるわけでございまして、これが大変なことだと思います。また木村君自身も、教職課程をとりまして、心身障害者のために私の経験を生かして教育指導の仕事に携わっていただきたいことを言っているわけでござい。そういうふうに考えますと、いわば一つの開拓的な意味も持っているわけですね。それであるならば、今後障害者のための大学教育を保障する。ためには、やはりもう一つ突っ込んだ文部省としての態度というものをぜひ私は検討していただきたいと思。また、全国的な心障者の在学の

状況、そこでどういふ問題が起つておるかというようなことにしてもぜひ検討していただいで、これに対してきわめて前進した態度をとることがいふ要請されておるのではないかと思ひますので、担当の方でも構ひませんけれども、重ねて御答弁をいただきたいのであります。

○永井国務大臣 私から御答弁させていただきます。

○山原委員 御指摘のように、御本人並びに御家族の努力には限界がございますから、やはり条件の整備ということをお文部省として考えるべきである。そうした考え方に基きまして、国立大学については昭和四十九年度、そして私学につきましては昭和五十年から条件整備のための予算の裏づけを固めてきた次第でございます。しかし、文部省が掲げております新しい方向、いわば心身障害の方も適性、能力に応じて学習ができるというこのためには今後一層の努力を必要とすると思ひますので、ただいま御指摘になりましたように、今後さらにこの方向というものを強化いたしていくために調査をし、そしてどういふふうに進んでいくべきか、検討したいと思ひます。

○山原委員 時間の関係もありますし、これ以上ここで突っ込んだ答弁をいただくこともできなからうと思ひますので、この点はぜひよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

二つ目の問題は、今回の医科大学の設置に関連をしまして、先日私は文部大臣のいないときに政務次官に對しまして、杏林大学の裏口入学の問題について資料を挙げて質問をいたしたわけでございます。これについていまだどんな手を打っておられるか、簡単に御答弁をいただきたいのであります。

○佐野(文)政府委員 管理局から私が聞いたところによりますと、その後早速大学側に對して御指摘の諸点についての事実の説明を求めているところというふう聞いております。

○山原委員 この杏林大学には杏林短期大学とい

うのがございます。本年の入学試験に当たりましてここで職業による差別が行われているのでございます。これは証人もおりますからここで申し上げたいと思ひますのでありますけれども、たとえば入学試験の第一次試験におきまして教授会が成績順にこれを認定しようとしたその途中に、おくれに入つてまいりました学長、これは杏林大学の理事長が学長を兼ねておりますが、この学長が、当然成績順に採るのがあたりまえだが、この中には日教組、国労、北朝鮮系の者を親としてゐる者がおるといふことを言われまして、これは採るわけにはいかないといふことで、入学試験の成績が第二位の方が不合格。第三位の方も不合格。第七位の方も不合格。この第七位の成績の方は在日朝鮮人の方でございます。そして第二十七位の方も不合格。こういう結果が出ておるわけでござい

ます。このように、言うならば入学試験におきまして、親の職業がたまたま教師である、それがたとえ日教組の組合員であるかどうか、もちろん私もわかりませんが、あるいは国労の組合員である、あるいは北朝鮮系の者であるなどといふことで、成績上位の者が不合格にされるという事態が発生いたしておるわけでござい

ます。これは一般就職問題あるいは入社試験の採用の問題等でもいろいろ問題になりますけれども、私は入学試験でこういうことが公然と教授会が最高の責任者である学長から発言されるということをお聞きして、これは全く異常な状態だと思つてゐるわけでござい

ます。したがつて、この点につきましても、もしこういう事実があるとするならば、学校教育の立場からいってもこれは全く不正常なことなのであります。そんなことが許されてよいのか、まさに憲法違反の問題として嚴重に注意をすべきであると思ひますが、いかがで

しょうか。

○永井国務大臣 学校に入学するためのテストといふのは当該大学が行うものでござい

ますが、その原則といふのは受験者の適性、能力のテストでござい

ますから、それ以外の条件によつて左右するといふことは妥当でないと思ひます。山原委員が御指摘の点を決して疑うわけではございせんが、それに反するような実情といふものがあるか、そうしたものを私どもとしてよく調べまして、原則に従つた試験が行われるように指導してまいりたいと思ひます。

○山原委員 この問題もぜひ調査をしていただきたいと思ひますが、同時に、この前私が申し上げました裏口のやみ金の行方につきまして、私はまだ大變な疑問を持っております。したがつて、当然校から提出された決算書につきまして、当然文部省へ決算書は来ておるわけでござい

ます。したがつて、たとえばこの用地の問題について、借り上げの場合も使用面積のみ、基準は相統稅基準評價額を基準といたしまして、一年契約一平米当たり十九円六十六銭、残地は遊ばせておきますので、利子がかさんで地方財政の圧迫になつてゐるわけでござい

ます。たといふ、高知医科大学の場合を申し上げてみますと、高知医科大学の場合には、用地關係費として二十三億六千二百万円が必要でござい

それから二つ目として、エネルギーサプライという費用が八億六千万円、それから関連教育病院整備費といたしまして六億六千四百万円、さらに教職員宿舍建設費として十六億三千四百万円、看護婦確保等の費用といたしまして三億八千五百万円、合計五十九億五千万円という金額が出てくるわけでござい

ます。そのほか事務費、協力費等がありますけれども、大略いたしまして約六十億の支出ということになります。今日の不況あるいは地方財政の危機、あるいは災害を受けた県等におきましては、これは全く財政圧迫の原因になつておるのでござい

ます。また、かつて秋田大学の医学部設置のときに私はこの文教委員会に質問しましたが、あのときにも、これは地方財政法の違反であるということも自治省としては発言をいたしておるような状態でもござい

まして、これらのせつ々しくなる国立大学、それを誘致した各県がこのような財政負担に悩んでおることに対して、どのように今後対処していくのかということをお聞きしたいのであります。

○佐野(文)政府委員 医科大学を設置いたします場合に、御指摘のように創設に必要な用地の取得

あるいは造成、さらに教職員宿舍の一部あるいは関連公共施設の整備等について地元と協力を求めているということがございます。これは医科大学の創設が地元の子弟の進学を助けたら、あるいは医師の数の増加というものが地元で期待をできるのか、あるいはその地域における医療のセンター的な機能を果たす機関で設置をされるというような直接の利益というものがあろうというところがあるわけでございます。また、それだけでなく、地域住民や地域医療の仕組み等の諸事情と密接な関連もございまして、地域住民の理解と協力を求めることが不可欠でございます。さらに、地元において実施する方が、地域住民のいろいろの要望により適切に対応し、進捗を容易にすることができるといふふうに考えられるから、このような措置をとっているところでございます。

しかし、御指摘のとおり、地方財政法の趣旨を尊重する立場から、地方公共団体の過大な財政負担はできるだけ避けなければならないというふうな考えでございまして、そして提供を受けた用地、教職員宿舍等につきましては、有償で借用をするという措置を講じております。また土地についても、実情に応じ、国が取得することが適切と認められるものにつきましては他の国有財産との交換等の方法によりまして国が取得するように検討をいたしてまいりたいと存じます。

なお、医科大学の用地の借料でございますが、従来は、御指摘のように相続税の評価額の百分の二、これを積算の基礎といたしておたわけでございますが、五十一年度予算におきましては、造成費を含む取得額の百分の二というように積算の基礎の改善を図ったところでございます。

さらに教職員宿舍の借料につきましては、国の貸し付け基準に準じまして、建物価格の百分の六、これを積算の基礎として予算を計上しているほか、その大学の教職員の採用状況等を勘案しながら、国設宿舍の整備を進めているところでございます。

○山原委員 この膨大な地方財政の負担というものは前々から問題になっておるところでございますが、これもまたここで一挙に答弁のできることではないと思いますが、しかし余りにもひどいというところは、これはどなたが考えてもおわかりになるところだと思われたいです。そういう意味で、いままでほとんど解決してないわけですね。秋田大学の医学部の問題でもまだ解決をしていないという状態、結局大学は持つていくのだけれども、それが一つの足かせ手かせになりまして、確かに大学が来ることは、これは県民にとっても、どの県でも喜ばしいことではございますが、しかし一面でも、大学を設立して付属病院ができるまでは、たとえば県立病院がこれに使われるということになりますと、県立病院では、普通の医療を行っておるうちに教育問題まで抱えてくるという、二つの仕事を持つたことになります。結局県民に対する医療のサービスということができなくなるというふうな問題も県の実情としてはどこにでもあるわけでございます。

そういう意味で、ただ、医科大学を設立してやっただから少々の犠牲は構わぬというふうな考え方ではだめなのでございまして、これは当然大蔵省とも話をしまして、これらの負担に対してはこれを軽減していく、あるいはなくしていくという努力が重ねられなければならないと思うのです。現に残っている医科大学のない県というのは、これはほとんど皆いわば弱小県が残っているわけですから、そういう意味ではこの問題は当然検討に値する問題として本日は提起をしておきたいと思うわけでございます。

さらに、高知医科大学の場合など、すでに設立準備委員会が持たれておられますが、それには基本構想その他が出ておるのでございまして、この大学の内容について、地域に密着した大学になつてもらいたいという要求もあるわけですね。たとえば救急病院、これは先般も大臣が本会議で答弁をされておりましたが、救急病院がどうしても要るというふうなところ、あるいはその地域における、たとえば私の県でありましたらハウス病などとい

うものもございまして。あるいは山林で働く労働者が多いものですから白ろう病などというものが新たな職業病として大変脚光を浴びるという状態ですね。これらに対して、その地域の住民の要望にこたえるような大学にするのかどうかという点ですが、私はこの設立準備委員会の構想を見ますと、たとえば地理的、風土的な事情によつて、高知医科大学には生活環境研究センターというふうなものを設立をいたしまして、肺吸虫症、ヒラリア症、甲状腺腫、アルコール中毒、ハウス病、白ろう病あるいは潜水病、それから近親結婚が多いものであるから特殊遺伝症等の部門を設立する構想が出ておるのでございますが、これは事実でございますか。

また、将来計画として、付属病院はもちろんです、付属医療技術短期大学あるいは付置研究所、大学学部研究所、六十名の博士課程の研究科あるいは歯学部、そういうものを構想されておると聞いておりますが、この構想は文部省も御存じでしょうか。

○永井国務大臣 私どもとしてもそうした方向が出てきているということも存じているわけではなく、設置審議会におきましては、基準というものを考えます場合に、たとえばいま地元のサービス、特に地元特有な病気などの研究並びにその治療というふうなものを考慮してやっていくという方針でございますので、大学の設立構想に当たりますれば、そういう方向で進んでいただくようにわれわれとしても要望している次第でございます。

○山原委員 次に技術科学大学の問題について質問をいたしたいと思つてます。まず、今回の提案に当たりまして文部大臣は、「実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者の養成という社会的要請にこたえるため、実践的技術の開発を主眼とした教育研究を行う大学院に重点を置いた工学系の大学を設置しようとするもの」とあるのでございまして、これにつきまし

て、社会的要請というのは一体何なのか、この点簡単に御説明をいただきたいのであります。

○永井国務大臣 私の理解いたしますところは、今日わが国の経済社会におきまして、科学技術というものが基づきました発展は非常にございまして、さらにその中に幾多の問題も含まれておる。それは先ほど鳴崎委員も御指摘になったとおりでございます。そこで、今後技術を一層発展させていくということが、わが国全体の産業を見渡した場合に当然必要であると同時に、そこに含まれた問題の解決、そうしたものをきわめて重要である。社会的要請というのは、簡略に申し上げますと、そのようなものと理解いたしております。

○山原委員 私どもも高度な技術科学の発展ということに対して、これに反対とかそういう立場はもちろんとっておりません。問題は、それがなぜ一般の大学でできなくて、新たな大学を設置しなければならないかという疑問でございます。現に高専卒業者の一般大学への編入は法的にも認められておりますし、一般大学の編入の枠をもっと拡大すればいいのではないかとはいふに考えるわけではございますが、一般大学では指導的技術者が育たないというふうな特別な理由があるものでしょうか、この点を伺っておきたいのであります。

○永井国務大臣 私は一般のこれまででありました大学におきまして、指導的技術者が育たないということではないと思つてます。もちろんそういうところでもりっぱな人材が輩出しているわけでございますが、教育とか研究というのは一つの形だけではなく、やはり幾つかの形というふうなものがございまして、そうしたものが互に相互に刺激し合ひながら発展していくことが望ましいのではないかとはいふに考えます。これはわが国だけではなく、諸外国におきましても、そういう意味で大学の研究、教育というものを必ずしも一つの型にとらわれない方向で努力をしているわけではございます。今度の技術科学大学は従来といささか形を異にいたしますが、それはそうした違う姿のものからまた指導的な人が生まれるこ

とによって、従来そういう人材を輩出したておりましたところと一層の発展が図られる、そういう意味合いでございまして、従来のものは全く意味はない、さような考えではございませ

○山原委員 高専卒業者の一般大学への編入の推移を資料で見ますと、たとえば進学希望者が昭和四十二年には百七十人でございました。四十七年には三百五十九名となっております。その中で入学者が四十二年には百三十七人、四十七年には九十四名とむしろ減っているわけでござい

○佐野(文)政府委員 高専卒業者の大学二年次ないし三年次への編入というのは、大学の側の理解によりまして逐年むしろ拡充をしておりますといふふうに考えております。もちろん全体の量としてはまだ卒業生の九〇弱程度の状況ではござい

○山原委員 いずれにしましても、努力が続けられていくことは間違いないと思ひますが、しかし大変狭き袋小路になつていくというのは事実だろ

を行なうとすれば、一つの学校系統へ進んだ者が他の学校系統へ転進する途が狭くなることは、ある程度やむを得ないのではあるまいか。いわゆる袋小路にある学校の教育が沈滞するというこ

○佐野(文)政府委員 先ほど九〇と申し上げましたが、それは大学への進学を希望する者の数でございまして、実際に編入学されておられるのは三

○山原委員 この技術科学大学の問題につきまして、東京工業大学の学長である川上正光氏が「技

○佐野(文)政府委員 技術科学大学の創設準備室は東京工業大学に設けておられますので、学長であ

います。

○山原委員 昨年の七月三十日、日本教育協会主催のこれからの高専教育を考えるというシンポジ

○佐野(文)政府委員 川上先生がサイエンスを理

○山原委員 ここに書かれておりますように、前

ニアの養成を目標とし、高専コースはテクノロジー

ストの養成を目標にしていますと述べているので

○佐野(文)政府委員 技術科学大学のねらいとい

○山原委員 高専というものをつくられて十数年

は、必ずしもその指摘が適切なものであるかどう

かについては疑問を持てゐるわけでございます。高等専門学校においては若いときからいわば経験しつつ学ぶというふうな態度で実践的な技術というものを身につける、そういう教育を積み重ねていくわけでございますけれども、五年間一貫した教育のもとで、一般教育についても一般の短大あるいは大学の場合よりは一般教育の時間というのはいさや少ないというところは事実でございますけれども、一貫教育の中で効果的な教育ということとは実施をいたしておるわけでございますし、また高等特有な少人数教育であるとかあるいはクラス制、学寮制、そういったものを生かした人間的な教育というものについても各学校がそれぞれ十分に配意をしておるわけでございます。そういうことを通じてまさに創造的に現実の課題に対応してそれを解決する能力を持った技術者を養成するというそういう趣旨を高等教育というものは追いついていくわけでございますし、そういう意味で高等の卒業生に対する社会の評価というのは非常に高い、そういうことが言えるというふうに考へております。

○山原委員 文部省としてこの十数年間経過をしてまいりまして、いろいろの批判があつてもまた一面この特色が生きておるといふ程度の反省でしようか。あるいはもっと突っ込んだ検討をされておるのではありませんか。

○佐野(文)政府委員 現在私も検討しております。高専の力、カリキュラムの問題がございまして、高専のカリキュラムについては、それが過密であるという指摘がございまして、それは確かに問題として考えなければならぬことだと思ひます。高専の教育課程につきましては、現在調査会を設けて検討を続けておりまして、近く結論が得られると思ひます。

そこでは、一つは教育課程の基準、標準というものをもう少し弾力化して、そして各学校がそれぞれ創意工夫をこらしたカリキュラムが組めるようなそういう弾力化の方途を講ずるといふことが一つ。それからもう一つは高専の総時間数がやはり

や或多過ぎるという指摘がございまして。これに対して検討をいたしたいと思ひますが、目下のところ、時間数をもう少し減らして、学生を教室にとどめ置く時間をもう少し減らした方がいい。現在議論されておられますのは週平均二時間程度の授業時間数の減少を図つてはどうかというところがございまして。あるいは従来高専の教科というものは全部原則として必修になつておりましたが、これについてもっと選択制を導入することを考える。そして高専全体の教育というものをひとつ活発に展開するような工夫をしよう、そういった点を現在検討しているところでございます。

○山原委員 ここに一つの資料がございまして、もう、こういうふうに出ております。第一に、学校拘束時間が多いため、学生の自ら学ぶ努力が欠如し易く、また積極的に新しい問題に取り組む姿勢も形成され難い。第二に、大学型学問体系の導入から、単独完結型の多数科目必修修得のため学生は教授された知識の詰め込みになり、木を見て森を見ずの感があり、自分の専門分野の概念、学問の体系などの把握が困難となつてゐるので、与えられた以外のものを自ら思考する発展性に乏しい。第三に、第一、第二の關係から生ずることであるが、学んだ理論を応用して、何らかの「物」を創り出すという機会が少いため、技術者として新しい「物」を創造する喜びを知らず、創造と理論を結びつける訓練が不足しているため、創意工夫に欠ける面がある。という評価もなされておるのであります。木を見て森を見ずの感があるという言葉が私も胸に刺さるわけでございますけれども、こういう評価も出てゐることは御承知だと思ひます。

ところで、ではこの高専に進学をした学生諸君はかなり優秀な成績をもつて中学校を卒業した人々であることは御承知と思ひます。たとえば、いまここに資料がございまして、高専入学者は四・五ないし五の平均成績を持つておる人が六九・九%入学をいたしております。普通の高専学校の場合は四四・二という数字が出ておるのであり

ます。これは国立の場合ですが、公立の場合は二三・五という数字が出ております。この数字から見ますならばかなり優秀といひます。か、いわばできる子供たちが中学校を卒業して入つてゐるわけですね。この子供たちが高専にいつて木を見て森を見る、このできない子供にさせられておるといふことになりまして、高専の功罪といふものについてはいさや深刻に検討する必要があると思ひます。その点は文部大臣いかがですか。

○永井国務大臣 高専の持つてゐる問題につきまして、調査会においても検討をいたしております。幾つかの問題点がございまして、調査会において論じられておりますことは、やはり教育課程の基準、標準を弾力化した方が今後の高専の発展のために非常に重要である。そしてそういうふうにした方が教育内容に独自の創意と工夫を生かして、教育課程というものを立てていくことが出来る。また、総時間数につきましても過密感を与える点がありまして、学生にもっと余裕を与えるという方向で授業方法の工夫をこらさう。先ほど大学局長も申し上げましたように、授業時間数の減少ということも一つの課題として考える。また、履修に当たつて必修といふことが原則になつておりましたが、もっと選択といふ方向を考へる。私はこうした方向における改革が必要であると思ひます。先ほど山原委員が御指摘になりました川上學長の論文も実はそれから読んでおりました。高専の論文も実はそれと科学技術の進歩といふものとの間に、あるギャップといふものが予想以上に生じてきてゐる側面があるといふことを指摘しておられますから、そうした角度からの改造といふものが今後の一つの課題と考へております。

○山原委員 私はかなり失敗した側面を持つておるといふふうに出ておるわけでございます。先ほど山崎委員からお話がありましたように、むしろ高専をいわゆる普通の大学にしていくとか、あるいは短期大学にしていくとかいふ方向を目指した方がいいのではないかという考へを持つてゐるわけですが、この高専教育がさらにまたもう一つこれに上積みされた職業人教育という形になつて、いわば今日の大学の理念と違つたものが並行して存在をしていくことになるのではないかと、このことを指摘したいわけでありまして。かつて荒木文部大臣が高専設立のときに、いわゆる二級国道論といふのを出しておるわけですね。東海道路だけでは十分だからもう一本二級国道的なものを考へなければならぬと答へておりました。これは、一般大学と並行した二級国道的な大学といふのは屋の上にまた屋を重ねるという結果になるのではないかと申すのでございまして、これについての見解を伺つておきたいのであります。

○永井国務大臣 ただいまの御指摘でございますが、特に実務的職業人だけをつくるという角度になるのではないかと申すことですが、私が理解いたしますところは、先ほどの川上學長の論文も、実践技術と学理の調和の上に立つてゐるわけだと思ひます。そこで、従来の工学部ではどちらかというと工学に傾斜してゐる。そして川上學長のいわゆるテクノロジの方に向つてゐる。医学の方にこの表がございまして、臨床的な角度が弱かつたといふことを言つておられるわけでありまして、そういう意味においては確かに今度特色のあらわれたものが出てくるということでございますが、これは従来の学校と相互に刺激し合ふことによつてむしろ発展をしていく得る、またそういう方向を私たちとして——川上學長の論文の趣旨もそういうふうに通じて理解いたしますが、そういうふうな角度でこの大学の発展を図らなければならぬと私は思つております。

○山原委員 時間が余りありませんので次へ移りますが、今度の技術科学大学について新構想という言葉が使われております。これは一体何を指すのかということですが、先ほど山崎委員から質問がありました。たとえば高専卒業生を入れる、あるいは工業高校の卒業生を入れるということ、

それからもう一つは実務訓練の問題が出てくるわけでございます。もう一つは民間資金の導入の問題が出てくると思うのでございますけれども、こういうことが新構想の一つの内容になっておるのでしょうか。

○永井国務大臣 新構想の内容というのは、先ほどの臨牀的側面といいますが、そちらを重視して、しかも研究をしていく。一番の要点はそこにあるように私は考えますし、また、いわゆる七つの教育組織というものが考えられておりまして、従来の講座というよりも幅広く考えております。その点も、課題解決的な形の学習の仕方あるいは研究の仕方を重視している。そこが新構想の一番のポイントであって、そして今度はそこに入學する方々の角度から考えますと、御指摘のように高等工業卒あるいは高専卒の方々に道を開いているという点があるかと考えております。

○山原委員 学校教育法の五十六条によりまして、大学に入學することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者」となっておりますのでございますが、普通高等学校卒業生を受け入れるというのは、先ほど少し言われましたが、もうちょっと明確に言っていた方がいいのであります。

○佐野(文)政府委員 普通高等学校の卒業生ももちろんこの大学への入學資格を持っているということでは、先ほど来お答えを申し上げたとおりでございます。本学の趣旨とするところからして一年次六十名の受け入れについては、工業高校の卒業生が入ってこれるように、入試の科目であるとかあるいは推薦の入學制度等を活用して工夫をしていくということがございますけれども、たてまえとしてはもちろん普通高等学校の卒業生も入れるわけでございます。

○山原委員 たてまえはそうでございますけれども、五十六条の精神とはかなり矛盾する側面を持つていないでしょうか。

○佐野(文)政府委員 普通高校の卒業生でありまして、この大学の趣旨というものを理解をし

て、その方向に沿った実践的な技術の開発というふうなことを目指して修士までの教育を受けたいと希望する者については、もとより入學を拒むものではございません。

○山原委員 次に民間資金の導入の問題でございますが、先ほど質問がありましたので、大體民間資金の導入などということとを、たとえば大学院の構想についてというものと、こういうものにも公然と書いておるわけですね。こういうことはいままではなかったのですか。

○佐野(文)政府委員 この大学の基本的な構想を検討した、その調査会の報告書に書かれていたわけであるというふうに承知をしております。

○山原委員 この技術科学大学の場合、総予算というものは大體どの程度予定しておるのでしようか。

○佐野(文)政府委員 午前中もお答え申し上げましたように、この大学の教育の全体の定員をどの程度のものでして整備をしていくかという点々がまだ固まっておきませんので、この大学の総予算がどの程度のものであるかということは、現在ではまだ未確定でございます。

○山原委員 これまでの既存の国立大学、公立大学で民間資金がどういふふうに入導されておるか、大體教育研究費のどれぐらいの割合を占めているかというふうなことはおわかりになりますか。

○宮地政府委員 国立大学における学外からの寄付金の額のお尋ねでございますが、四十九年度の決算ベースで申し上げますと、国立学校における奨学金の受け入れ額は三十六億五千万円余でございます。これが国立学校特別会計の予算全体に対する割合でございますが、四十九年度の国立学校特別会計の当初予算総額五千七百億余に對しまして、約〇・六四％に相なります。

なお、受け入れの手続等につきましては、文部省令、訓令等でそれぞれ定められておるわけでございます。

○山原委員 民間資金の導入ということをお考え

になっておるとすれば、それは研究、実験設備、あるいは研究材料の提供というような形を予想されておるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 まずお断り申し上げておかなければいけないことは、そこに民間資金の導入、あるいは公共資金の導入の問題が提起をされておりますのは、調査会における先生方の御議論の結果の取りまとめとしてそこに出てくるということでございます。実際にはわれわれがこの大学をつくっていくという、そういう行政の面からどう対応していくかということは、一つ距離があるという点がございまして、われわれとしては、その問題については午前中もお答えを申し上げましたように、できる限り大学の主体というものを確立した上で、新しい現実の課題に対応していく。そして、それを大学の中に取り入れていくというふうな趣旨で、社会あるいは官庁等の要請にも対応しよう、そういう趣旨のもとで御理解をいただきたいと思います。

○山原委員 先ほど言いました、私が資料として出しておるこの構想とはかなり離れたものであるということですね。たとえば民間からの委託研究なども、この当初の構想としては、四十九年三月十五日に出されました技術科学系の新高等教育機関構想に関する調査会のもを私は資料にしているのですが、ここではそういうことはお考えになっておったのでしょうか、委託研究などは。

○佐野(文)政府委員 考えられていたと思えます。

○山原委員 現在はどうでしょうか。

○宮地政府委員 五十一年度の予算額では、受託研究費収入としては十七億九千万余でございます。

○山原委員 現在ではどうでしょうか、というのは、そういう考えがあったけれども、現在はそうは思っていない、そういう考え方ではないという意味でしょうか。これは大臣、いかがですか。

○永井国務大臣 受託研究というのは、現在の国立大学に行われている金額を先ほど会計課長が申

し上げましたが、現在の国立大学にも行われており、そして私は、今度の大学においてもやはり受託研究が行われると考えます。しかしながら、受託研究がどういふ条件において行われるかというところが非常に大事でございまして、いわゆる受託者、つまり学外が研究方向を決めたりするというのではなく、大学が主体的に研究、教育の立場から判断をいたしまして、適切であると考えられるものを所定の手続を経まして受託するという方針が守られなければならないことは申すまでもないこととでございます。

○山原委員 このことに少しこだわっているわけですが、この法律のたてまえと、そしていろいろ言われてくるこの意見、その他資料というもの、そういう点で私どもとして危惧の念を抱かざるを得ないものが出てくるわけで聞いているわけです。

たとえば今回豊橋に技術科学大学ができるわけですが、トヨタ自動車工業の坪井さんという取締役人事部長の「これからの高専教育を考える」という、これは発言でしようか、資料が出てくるわけでございますが、これを見ますと、「自動車産業——米国ビッグ3の攻勢に対抗するため技術力強化 多数の技術者必要 今後、排出ガスの規制対策など技術的課題が多く、技術者は必要」という発言が出されているわけでございまして、そうすると、いままでの資料をずっと総合してみますと、このような企業の考え方がすぐそばにあるわけでございます。そういうところから委託研究あるいは資金の導入などが行われてまいりますと、結局、企業優先の委託研究によって学問の自由というものが保障されるのか、あるいはひいては大学の自治が保障されるのかという疑問が出てくるのはまた当然だろうと思えます。しかも、たとえば研究テーマあるいはその研究成果は公然と公開される保証があるのかというふうな問題も出てくるわけでございまして、そういう点で、この点については当然新しい構想の大学の設立を審議するに当たって私どもはかなり突っ込

んだ質疑をしておかなければならぬと思っておりますが、そういう心配は全くないとお考えになっておられるのでしょうか。

○永井国務大臣 一企業の発展を図るというような角度からの大学にはならない、またなつてはならないということは申すまでもないことでございいます。ですから、しかししたとえば排気ガスというものの問題をどうするかということは今後の非常に重要な社会的課題、あるいは今日といひまして、もうすぐでございますが、課題でございますから、そういうものを大学の立場から研究し、また教育していくということは非常に大事であると考えております。

○山原委員 一方では中教審の答申もありまして、この中教審答申の変形のような形の大学院として考えておるのではないかとこの憶測ももちろん出てくるわけでございます。むしろ、民間資金を導入するという考え方も、やはり大学としてあるいは大学院として、しかも新たに構想している国立大学の施設に当たっては当然頭からその資金導入を考へるということではなくして、研究教育にとって十分な保証を国がしていくという、これが大学設立の基礎になるのではないかとこの思ふのです。そのところが崩れてしまふと、やはり、たとえば排気ガスの問題で研究の成果が上がった、しかしすぐそばにトヨタ自動車工業があつてそこから資金も導入され、その資金も借りて研究をした、成果が上がった、さてこれは公然と発表できるかという企業としてはそれもいかにめという問題も出てくる可能性があらうですね。そういうことになってくると、これはもう技術科学大学、せっかく文部省として高邁な理想を掲げてやつたとしても、これは大変にゆがんだものになる可能性がないとは言えない。その心配は法案審議に当たつてはおかなければならぬと思つてわけですが、そういうことは、特に研究教育に当たつて、とにかく国立の大学を新たな構想で新設するとするならば、それに見合う国の費用を出していくという立場、これが主眼にならなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○永井国務大臣 もちろん国立大学というものが国立大学本来の使命に沿つて発展していくために必要な財源というものを文部省が確保していかなければいけないというところは、申し上げるまでもなく大原則でございいますから、そういう立場で臨む考えでございます。

○山原委員 次に、この技術科学大学の組織運営、管理運営につきまして質問をいたしたいと思ひます。共有組織として学系を設けて、おりまして、学系は七コースに分けられておることは先ほど説明もありましたし、私たちのいたしたいところは、概要の中にも出ております。それぞれのスタッフ、教授、助教授、助手、講師はどれだけの規模であるのかということですが、これは、先ほどのお話ではまだ未確定であるというふうに出てきておるようです。

○佐野(文)政府委員 まだ未確定でございます。○山原委員 この「技術科学大学院(仮称)」の創立についてという文書をいただいておりますが、これを見ますと「教育研究の基本構想に常に適切に対応しうる弾力性のある管理運営体制を確立する必要がある」と述べておりますが、この「弾力性のある」という言葉はどういう意図で書かれておられるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 この大学の管理運営の方式につきましては、現行の関係法令に基づきまして、一般の国立の単科大学と同じように学部の教授会を中心として運営が行われることに相なるわけでございいます。ただ各種の委員会制度等を活用いたしまして、この大学の全体の意思が円滑に運営に反映されるような工夫をすることが必要であるというふうなことを考へて、そういう趣旨と御理解いただきたいと思います。

○山原委員 先ほど御質問がございましたが、学部教授会は当然置かれるということははっきりしているわけですね。

○佐野(文)政府委員 そのとおりでございます。○山原委員 先日朝日新聞の問題が先ほど出

ましたけれども、あの中に「人事選考委員会」という言葉が出てくるのでありますが、人事の公正あるいは学閥とか学歴偏重をなくするということが当然のことでありまして、これは大学が自主的にやつていけばよいことなのでございしますが、こ

ういったものは一応想定されたことがあるんでしようか。

○佐野(文)政府委員 教育公務員特例法の規定に従ひまして選考が行われるということでございます。○山原委員 特例法の立場からいって、たとえばそういうものが設置されるとか、あるいは先ほど出ました任期制などというのはこれは当然問題になるわけでございまして、その点は先ほどの質問ではっきりしたように思ひます。私もそれは確認して進みたいと思つております。

さらに、教官は、産業界から広く優秀な人材を求める必要がある。それはあわせて各界から客員教授を任用する等の工夫と言つておりますが、具体的にどういふ方面からどれだけの人を求めるといふふうなことにしてお考えになっておりますか。

○佐野(文)政府委員 午前中も大臣から申し上げましたように、この大学をどのように運営をしていくかということ、創設に当たられる学長あるいはその他のスタッフの方々が今後工夫をされていくことでございいます。ただ、既存の大学あるいは高等専門学校さらには民間の研究等との交流というものをできるだけ促進をする、そのために必要な方途というものは工夫をされることが必要であるし、また望ましいことだというふうな私たちが考へているわけでございいます。その方法の一つとして、客員教授のような制度もできるだけ活用してはどうかということが考へられている段階でございまして、それ以上具体的にどこからどれだけというふうなことが現在検討されているわけではございません。

○山原委員 先ほどから学長及びスタッフによつてこの大学の運営という言葉をしばしば出てくる

わけでございますが、創設に当たつて学長、スタッフの問題は当然出てくると思ひます。しかし学校の運営については、これは先ほど教授会は当然に置くべしというお話がありますので、そういう点ではいわゆる教授会というものが構成されるに先行して、いろいろな管理運営の問題が決められるということではなからうと思つておりますが、その点ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○佐野(文)政府委員 もとよりその大学の運営の根幹に及ぶような問題というのは教授会で御議論になり、その方向を決定していくべきものでございいます。創設に当たる段階で、その創設に關与される方々がこの大学の教官の選考の問題であるとかあるいは教育課程の具体的な検討というふうなものを進められていくということがあつてございいます。

○山原委員 もう一つ、実務訓練の問題について質問したいと思ふんですが、指導的技術者を養成していくという立場から申しますと、特にこれは人間性の陶冶の問題が出てくるわけでござい

また特に詰め込み教育の問題もありまして、学生諸君の声なども出ておりますが、それをちょっと読み上げてみたいと思います。たとえば豊田高専の榊校長は、詰め込み教育の問題について、腹がいっぱいで、もうこれ以上はと言っているのに無理に口をこじあけ、栄養になるからがまんして飲み込めとやっているようなものが高専の教育の実態であるというような指摘もいたしております。また、大九年九月三十日の朝日新聞の投稿を見ますと、これは学生の投稿でありますが一僕たちは朝八時半から四時まで、新入生は教育課程の変更で五時まで、きっちりつまった時間表で学校にクギづけで、その上レポートに追われるんです。これではマジメにやったらバカになっちゃいます。それで三年生ともなると、毎日、欠課や早退がメロメロ出るようになるんです」という投書も来ておるわけでございます。

○山原委員　最後に、学校教育法五十二条「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」ということ、六十五条の「大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、立化の進展に寄与することを目的とする。」ということの目的からいたしまして、今回できようとしております技術科学大学の目的、これは概要によりまして私は判断するのでありますが、学校教育法五十二条そして六十五条に矛盾することはないの

○佐野(文)政府委員　まず教官の教育研究業績を審査いたしますために六十名程度の専門委員を委嘱いたしましたしております。これは大学の先生方でございます。そのほかに、省内に設けられております科学官がございますが、その科学官のほか大学

きて、非常にいろいろな複雑な内容であるという話でございますが、特に教育業績の場合には校が判断をして意見を出してくるわけですね。そいたしますと、先ほども嶋崎委員の御質問なども問題にもなっておりますけれども、教育業というのは非常に判断のしにくいものでもありすし、それを校長一人が判断をするというこは、大変ある意味では勤評にもなるという中身すね。こういう弊害があると思うのですけれ

も、その点どうお考えになりますか。

○佐野(文)政府委員 その先生が高専において講師なりあるいは助教としてただけの年数教育に携わっておられるかということがまず基本にございまして。あるいは高専にお入りになる前にその他の学校なりあるいは調査所、研究所等においてどのようなお仕事をされていたかということもあつてございましょう。そういうものを踏まえた上で校長の所見というものが添えられてくるわけでございますから、一方的に校長の所見だけで事が運ばれるということではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○栗田委員 しかし定員の枠というのがありますから、設置基準に言われます基準に合致した経歴をお持ちの方でも全部教授になれるとも限らないという場合、出てまいりますね。そこが大変微妙だと思ふのです。そのことでいま伺っているわけなんですけれども、その点いかがですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように昇任の場合にはそれぞれ助教なりあるいは教授なりの定員というものがあつて、そして、それに基いて行われるわけでございます。それに当然一つの枠というものがあつてございまして、それであるからこそ、その昇任についての選考が誤りなく行われるように専門委員も設け、また全体で合議をいたしまして適正な判断ができるように心がけていくということでございます。

○栗田委員 学校教育法によりまして、大学の教授の場合には五十八条で教授とそれからもう一つは研究に携わるといふことがはっきり述べられておりますが、高専の場合には学生の教授、それは入っておりますけれども、研究が入っておりませんね。これはどういふわけでしょうか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、学校教育法に規定されております高専の目的の書き方は大学とは異なつて、いわば教育機関としての位置づけをそこで明確に行っているわけでございます。しかしながら、当該高専の個々の教授あるいは助教というもののについて、それでは教育だけの問

題であるかといへば、もちろんそうではなくて、研究と教育というふうに両方の面での業績というものが必要とされるわけであるし、ことに教授の場合には学内の教官の指導ということがございまして、研究業績というものが重視されるということになるわけであると思ひます。

○栗田委員 教育と研究というのは両輪であるといふ言われましますし、私も当然だと思ひます。そういう意味でいま高専の中身を見ますと、さつき大臣も、内容の改善の努力がまず第一であるとおっしゃつていますし、改善と充実ということはいまだ大変望まれていると思ふのですけれども、研究時間が保証されていないというのは非常に大きな問題になつてゐるのです。大変授業時数が多いようでありまして、一般教育は週十八時間ぐらい持つておりますし、専門で週十二時間ですか、それ以外に運動部の指導、補導関係の仕事、寮の宿直、助手の研究指導、学生の相談、考えてみれば高専の学生の初めの三年間は一般で言えば高校生なんです。それから、その年齢からいってこういうことは当然必要になつてくると思ひます。こういう中で非常に研究の時間がないという嘆きが出されております。

しかし、実際には、その他昇任昇格、いろいろな場合、研究実績というものが判定されていくわけなんですけれども、先ほども例が出ておりました豊田高専の棟校長、この方が社団法人日本工業教育協会の第二十三次年次大会のパネル討論の中で発言しておられるのですけれども、こういう実態で、非常に研究したいのに無理がかかつて苦しい。それで何とかそのための工夫をしたいといふことである努力をしているのですけれども、返つてくる返事は、要するに、高専は教育だけやっておれば結構、研究までお考えくださらないで、出てくるわけですね。こういうことをおっしゃるのは、大体文部省あたりしか言ふ権限はないと思ふのですけれども、どうなのかということなんです。

こういうことを一方で言われながら、しかし判定の材料としては、研究実績というものもきちつと上げていかなければならない。そのために、目下ない知恵をしばつて教職員には紙くずつくりを奨励してゐますといふことを発言しておられるのです。こういう矛盾の中で、充実した研究ができないけれども、論文は出さなければならぬといふ矛盾をどういふ形でおっしゃつたんだと思ひますけれども、こういう発言もされておりました、このところ、この矛盾の実態をどうお考えになるかといふことを伺ひます。

○佐野(文)政府委員 高等専門学校の場合には、設置基準におきまして「その教育内容を學術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする」といふふうに規定してございまして。したがつて、高専は教育だけしていればよいといふふうなことを、仮にも文部省の者が申し上げるというふうなことはあり得ないことであらうと思ひます。

ただ、実際問題として、御指摘のように高専の場合には、かなり研究といふことを進める上においてむづかしい点があるといふ点はあると思ひます。それでございまして、私ももちろん思ひます。高専の研究用の設備を充実していくとか、あるいは高専の教官で内地研究なりあるいは在外研究を希望する者についてはその希望を入れるように努めるとか、あるいは教官当たりの研究経費について大学の学科目の場合と同じように措置をするとか、そういう工夫をいたしているところでございます。

○栗田委員 いまのようなさまざまな実態がありまして、一つは中身で研究の充実などができるような保証、配慮といふのが大変必要だと思ひますが、もう一つがその判定なんですけれども、校長がいろいろ論文などについて材料をそろえ、それから教育実績の判定をしてそれを文部省の中でやつていらつしやるわけですが、私は、実際には教育実績などというのは、やはり現場の先生方をともに交えましてある方たちが一番身近な

ところで判断をしていられるのが一番正確なのではないかと思ふのです。大学の場合には大学の管理機関、教授会がその判定をするわけですが、高専の場合もそうならないのですけれども、実際には各高専の教官を交へまして、校長を交へて、そういうところが判定していくといふ、単に諮問機関としてではなくて、判定の機関にしていくべきではないかといふふうに思ひます。ですから、高専の教官会議が人事権なども持つて、言つてみれば大学の教授会に相当するような権限を持つて、こういうことをやつていくべきではないかといふふうに思ふのですが、その点いかがでしょうか。

○永井国務大臣 文部省内ということでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたが、またな必要があれば追加いたしますが、専門家の方たちが集まつて、そこで昇任等についての検討を行うわけでございますから、やはり専門家による審議を経たという意味におきましては、直接文部行政によつて、たとえば私自身がそれをどうこうするといふものではなくて、その御決定に基づいて進めるわけでございます。

○栗田委員 その点はわかつておりますが、専門家は結構なんですけれども、やはり身近な高専の中でともに仕事をしたいらつしやる方たち、そういう方が一番よく判定できると思ふのです。少なくとも教育実績については判定できるのではないかと思ひます。そういう点で申し上げていくわけですか。

○佐野(文)政府委員 先ほどもお答えしましたように、高専の教官の採用、昇任につきましては、特別法によりまして文部大臣の選考によるということになつておりますので、いまのようなシステムをとつてゐるわけでございます。各高専においては、もちろんそれぞれの高専において学内の教官の意向を学校の運営に反映させることができるように、随時教官会議等が行われているといふふうに承知をいたしております。もちろん、大学の場合と高専の場合とは制度の仕組みがその点にお

いては違わなければならないけれども、高専としての学内の意思というものを学校の運営に反映させるような工夫というものは、やはり校長を中心としてその高専において考えられていってほしいというふうな考えであります。

○栗田委員 教育公務員特例法の十三条の二項によっても、大臣は「前項の選考の権限を校長に委任することができる」というふうになっておりますね。ですから、そういう形で、しかも先生方、教授会と呼ぶのかどうか分かりませんが、そこにもっと大きな権限を持たせていくべきではないか、単なる諮問機関ではなくて、こういう考え方なんです。そのことを言っておりますが、御意見いかがですか。

○佐野(文)政府委員 現在、その規定によりまして、助手の採用につきましては校長に委任をいたしているわけでございます。講師、助教授、教授につきましては、校長に委任することなく、文部大臣において選考を行うことの方がより適切であるというふうな判断をして、現在実施をしているわけでございます。

○栗田委員 高専の先生方からそういう点での改革の大きな要望が出ておりますので、ぜひ御配慮いただきたいというふうに思います。

次に、先生方の定員増の問題なんですけれども、いま高専の場合、非常勤講師が非常に多いのですけれども、依存率はどのくらいになっておりますか。

○佐野(文)政府委員 授業時間数の二五％程度でございます。

○栗田委員 人数で言ってきますと二七・九％、これは全部かどうか。たとえば学部高専なんかの例を挙げますと、二七・九％の方が非常勤講師で、しかも学年で見ますと、一学年が三一・六％、四年生で三六・二％など非常に多い。三分の一くらいまでが非常勤講師で賄われているという状態のように思えます。さっき木を見て森を見ない高専の生徒ができていないとお話も出ていましたけれども、この中で、特に国語、社会、理科、保

健体育、芸術の授業時数が非常に少ない。この学部高専の場合にはドイツ語、芸術なんかは非常勤講師がいけないし、理科でも生物、地学の授業がないというわけですね。これは非常に専門に偏り過ぎているということですね。特に十八歳ぐらいまでの子供たちの場合には一般教養というのは非常に必要になって、そういうものが十分に授けられない場合には、やはり偏った、全体を見られない人間ができてくるのではないだろうか、こういうふうな思っているわけですね。

また非常勤講師が非常に多いということでも別のさまざまな困難な状態も出ておまして、広島の高専高専などの例を見ますと、これは僻地なんですけれども、遠くから通ってこられる非常勤講師の方が十六名もいらっしゃるそうです。そのため学校までの所要時間が余り長いので、学校側で苦勞をしまして呉線の竹原から高速艇による往復の海上輸送をやつて、それから桟橋から学校までの自動車輸送をやつて、そのためになん人数をやりくりして特別の運転手をつくらなければならないことをしているというわけですね。そこへ持ってきたら三時間目から六時間目ぐらいのゴールデンアワーですね、一番生徒たちが集中して授業もしやすいところを非常勤講師の方に受けていたという、常勤の方は一時間目とか七時間目とかというところをやらなければならぬので、不満も非常にあるという例も生まれているわけですね。こうなるとまいると、研究時間が取れないという初めの問題も出てまいりまして、多くの矛盾が出てくるわけですね。高専の内容の充実という点からいっても、もっと常勤の先生たちをふやす必要があると思いますが、この定員増についてはどういう努力をしていらっしゃるでしょうか。

○佐野(文)政府委員 高専の場合には、確かに御指摘のような点があるわけですが、実態としては、単科の工業大学と比較をいたしますと、教官一人当たりの学生数は高等専門学校の場合とおおむね同じ十三人強ぐらいの数字が出ております。しかし、それはそれとして、やはり高等専門学校

の教官の充実ということは鋭意努力をすべき課題でございます。四十六年度から五十一年度までの間に教官を充実すべく努力をいたしましたわけでございますが、一つは各学科に共通の基礎的な専門科目でございます応用数学の担当教官を、教授五十二人増加をし、さらに応用物理の担当教授四人を増加いたしました。さらに二学級編成の機械工学科の整備として教授十八人をふやし、また情報処理教育センターを設置することに伴いまして教官四人をふやすという形でございまして、その教官の増に逐年努力をいたしているわけでございます。こういう努力は今後も続けたいというふうに考えております。

○栗田委員 先ほどお話をしました学部高専なんかから出されている意見でも、文部省の必要と認めた定員、たとえば応用数学や応用物理は増すが、その他の一般教養については増していない、こういうことが言われているんですね。いまのお話でもまさにそのとおりなんですけれども、こうなってきましたと、さっきも申しましたように、十八歳未満の高校生に当たるような年齢の生徒たちが非常に偏った専門教育を受けるということになると思います。そういう点を含めてのいま定員増の問題だったのですけれども、国高専の問題についての中間まとめの報告が出ていますけれども、その中でも、定員をもっとふやしていく必要があるという意見が出ています。これに沿って努力をしていっていただきたいと思いますが、その辺の方向はどんなふうな検討をいらつしやるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 一般科目の場合には、従来講師を助教授に昇任させたりあるいは助教授を教授に昇任させたりすること、いわゆる振りかえによる教授陣の整備ということに努力をいたしてきたわけでございます。高専に限らずに国立大学全体にわたって財政並びに定員の状況というものは率直に申し上げて非常に厳しいものがございまして、それにもかかわらず、教官の充実ということは非常に大切な課題であるということは十分考えておりますので、引き

続き先ほど申しましたような努力を続けていきたいと思っております。

○栗田委員 では、これで終わりますけれども、大臣、高専の内容の改善と充実がまず先決であるとおっしゃいましたが、いまのような実情に沿って今後どういうふうにしていらっしゃるか、御決意を伺いまして、質問を終わります。

○永井国務大臣 ただいま大学局長から申し上げましたように、定数あるいは財政につきましては高専に限らず国立の学校に共通のなかなかむずかしい問題がございまして、しかし、高専について申し上げても、私たちは今後努力をいたしたいと思っております。特に内容の充実につきましては、時間数をいまよりも減らす方向、しかしその場合に一般教育は減らさない、さらに選択というものをふやす、こういう方向が調査会においても出てきておりますから、十分こうした見解というものを尊重いたしまして、内容の充実努力をいたしております。

○栗田委員 これで終わります。

○登坂委員長 次に、高橋繁君。

○高橋(繁)委員 最初に、技術科学大学につきまして、若干質問をしたいと思っております。ちょっと具体的なことで確認をさせていただきませんが、午前中の質問にもありましたように、大学院に入学する場合に他の大学からの希望者も入れる。もちろんそこでは試験を行って入れる、これは間違いないですか。

○佐野(文)政府委員 他の大学の工学部を出てこの大学の大学院に入学したいという者について、道は開かれてはいるわけでございます。

○高橋(繁)委員 この技術科学大学が一つの目的として、いわゆる高専の卒業生あるいは工業高校の卒業生を救済する目的の一つあるということからいきますと、他大学に開かれた大学院である、要望があれば入れるということでありまして、主としてこの技術科学大学を卒業した者が大学院に入っていくということになると、思います。その辺どんなふうになりますか。

○佐野(文)政府委員 午前中にもいろいろと御議論のごさいました点でございますが、やはり高専を卒業した者を主体として考えて、そしてその人たちに大学院までの一貫した教育というものを考えていくことが大学の趣旨でございますので、それが主体になることは事実であろうと思ひます。

○高橋(繁)委員 卒業生、定員三百名でありますから、もちろん大学院も三百名でありますので、他の大学から来る者はほとんど入れないというような現状になりますね。

○佐野(文)政府委員 他の大学からの進学希望者に対して道は開かれていっているといつても、実際に入り得る枠というものが少なくなるということとは御指摘のとおりだろつと思ひます。

○高橋(繁)委員 この大学院につきましてもいろいろと従来から批判がなされ、あるいは御意見が出ておりますというところはもう御承知のとおりであります。たとえばオーバードクター、いわゆる博士浪人、あるいは定員二百人以下の大学院、旧帝大は二千人以上と、非常に格差がある。あるいは国立の八割が自然科学系である。私立は人文社会が五割、非常に不均衡ということや、あるいは大学院というものが非常に閉鎖的であるという批判があつて、そして大臣の私的諮問機関であります大学院問題懇談会、ここに将来の大学院というものはどうあるべきかということで諮問をされているようでもあります。まだ結論が出ておられないようでもあります。方向としていろいろと考えられることは、国公立の枠を外して連合大学院のような構想を持つ方がいいではないかという考え方もありますし、あるいはそうした意味で格差をなくしていこう。その運営はどうあるべきか、今後の課題でありましようけれども、それから大学院の国際化あるいは最近出てきております国立大学の共同利用研究所の利用、研究所を将来大学院にする。このように国公立の交流や国際交流あるいは学問間の交流というものがそういう諮問機関で出てくる様相がかなりあるということを考えま

すと、ここで高専の卒業生を主体にした大学院というものはある程度閉鎖的なものになりはしないか。本当にひとりぼっちで特定な大学院になっていくあるいは国際間の交流がおくられていく、そういう、将来の大学院というものの構想が出てくるときに逆行するような大学院になりはしないかという危惧を持つわけですが、その辺の心配はございませぬか。

○永井国務大臣 大学院を今後どうやっていくかということにつきましては、御指摘のように正田建次郎会長を中心に大学院問題懇談会で御検討を願つております。その中で連合大学院とかあるいは独立大学院という構想がございまして、これは御指摘のとおりでございます。それはそれとして発展いたしていきたいと思います。しかし実は現在の大学院につきましても、すでに本年度大阪では、共同利用研究所であります民族学博物館と関西学院大学の大学院との間に共同の研究という方向が出てきておりますし、また東京にも早稲田、東京工大に同じような方向も出てきておりますので、私はこの技術科学大学というものが大学院をつくるのは相当先のことになるかと思ひますが、これはいまの方向で進んでまいりますならば、技術科学大学の大学院の先生方の人事の交流ということもございまいし、また近接した大学の大学院の人たちと学習を交換するという方向も十分に考えられ得るものではないかと考えております。

○高橋(繁)委員 将来の、五十五年ですとかから運営されるので、その運営いかんによつてそういう心配はないとおっしゃるかもしれませんが、人事の交流にしても、この技術科学大学はいまのところ豊橋と長岡、二校しかないということから考えてみても、他大学との人事の交流ということがなされればいいのですけれども、なかなかむずかしいのじゃないかということもありまして、あるいは社会的な要請、先ほど御質問がありました、そういうことから見ても経営あるいは運営というものが大変むずかしくなってくるのじゃないかと私は心配するのでありますが、そういう意味でせ

つかくこの大学院の構想というものが出来るのに、しかも高専から上がった生徒がそのまま大学院へ行く。ある面ではそういうように技術が高度なものになっていくことも考えられると思ひますが、ある面ではそういう国際化という面からいくと大変心配な点もあるのじゃないかということについては十分な注意をひとつお願いをいたしたいと思ひます。

それから細かいことで、この大学は、いまのところ定員は三百名、しかも工業高等から六十名入つてきますから二百四十名、二校で四百八十名。ところが、国公立の高等専門学校卒業者のいままでの編入学に関するものを調べてみると、編入学希望者は昭和四十九年度で七百二十八名、四十八年に比べて約五〇%の増であります。年々その比率は伸びてきておる。また去年のはわかりませんが、それから見ても、この大学に編入する希望者は年々ふえていくことを考えますと、この高専の入学定員が二百四十名、四百八十名であります。さらにこういう大学ができる希望者が大ぜいになってくる、このように思うわけですね。そういう点で、先ほど申し上げた高専の卒業生を救済するということからいくと、かなりの激しい競争率になると思ひますが、その辺の救済をどうするかということです。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように四十九年度で編入学を希望する者の数が七百二十八名、全体の八・七%、それに対して実際に編入されている者が二百四十八名、三・〇%ということになっているわけでございます。御指摘のようにこの大学が創設をされました場合には、それに伴つて進学を希望する者の数がさらにふえてくるであろうといふことは予測されると思ひます。それがどの程度のものになるかについてはなお予測しがたい点もございまして、傾向としてはやはり伸びるであろうと思ひます。これに対応するため国立大学あるいは私立大学における編入学の受け

入れと双方を考えているわけでございます。高等専門学校を卒業した者を受け入れるためにさらに技術科学大学を増設をするかどうかというふうな問題につきましては、私も、当面はこの二つの、豊橋と長岡の大学を充実したりつばなものであるということに鋭意考えようといふふうに考えておるわけでございます。

○高橋(繁)委員 従来もそうでありますが、将来にわたつても他の大学への編入は従来より以上に努力をいたしますか。考えておりますか。

○佐野(文)政府委員 引き続き大学側の理解を求めようにいたしたいと思ひます。

○高橋(繁)委員 そうした豊橋あるいは長岡、これは医科大学も含めて、いろいろと地方にこういう大学ができる。地方では最近、企業よりもこうした文化施設あるいは大学というものを誘致したいという希望は確かにあります。その希望と、これをつくらなければならないということ、大変誘致合戦をやるわけですね。先ほど御意見が出ておりました、この技術科学大学にしても、地元で土地を立てかえ払いをしておる。それを国が分割払いで買い上げる。そういうことで、経済成長の大変華やかになりしころは、ある程度地方財政も豊かであつたので、そう大変な苦にならない。それよりも、誘致をして大学が設置できればいいという考えがあつたわけですが、最近では地方財政も苦しいということで、大変な負担になってきております。この豊橋の例をとりましたもそういうことが言えると思ひますが、この土地の取得、今後の国の買い上げ、あるいは利子負担とかあるいは有償で借りる場合にはどういふ条件になっているか、おわかりですか。

○宮地政府委員 技術科学大学の土地についての問題でございますが、先ほど大学局長が医科大学用地の問題についてお答えしたのと同様の扱いで考えておるわけでございますが、基本的には技術科学大学の設置に当たりましてはその用地の確保について地域住民の協力と理解が不可欠でありまして、地元において実施する方が適切な処理が期

待できるため、誘致いたしました地元において創設に必要な条件を具備した用地の取得をお願いし、その土地の造成、関連公共事業を行った上、国に提供することをお願いしているわけでございます。しかしながら、地方財政法の趣旨等を尊重する立場から、地方団体の過大な財政負担はできるだけ避けたいと考えておりまして、それらについて、提供を受けました用地について有償で借用する措置を講ずるとともに、実情に応じて国が取得することが適切と認められるものについては、他の国有財産との交換等によりまして国が取得するよう、検討をいたしておるところでございます。

なお、その実際の具体的な、五十一年度予算で不動産購入費といたしましては、五十年度四十億でございましたものを約五割近くふやしております。五十九億一千五百万を不動産購入費の枠として予算計上をお願いしておるわけでございます。

○高橋(繁)委員 そうすると、土地は全部国で買上げるということでございますか。

○佐野(文)政府委員 私ども大学の創設を推進する立場からいたしますと、土地についてもなるべく早期に国において取得をする措置を講じてほしいというふうに念願をしております。困難な財政事情のもとでございますので、財政当局との折衝を経なければならぬことではございますけれども、何とか努力をしたいというふうに考えております。

○高橋(繁)委員 次に、関連がありますので……

先ほども御意見が出ておりましたが、医科大学の、従来は地元が土地を提供するとか、医大を設置誘致する場合にですね。あるいは旭川医大のように、国が有償で借用するとかいうような申し合わせができていたようでありますが、有償で国が借用するということになっておりますけれども、たとえば医大の土地、静岡県の浜松市を例にとりますと、たしか二十七万平米ですか、ところが、この二十七万平米を国が全体を有償で借りてない

わけです。そのうちの十八万余の面積しか有償で借りてない、あとはただ使っているということになります。これは国が借用するときに条件があるのですか、あるいは何分の一は借用するとか、何分の一はそのままとか、その基準はございますか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、医科大学において使用する面積について有償で借り上げるということでございます。

○高橋(繁)委員 使用する面積というのは一体どこを指しているのですか。

○佐野(文)政府委員 大学を建設いたしていくために施設を逐次建てていく過程で必要とされる面積を借り上げていくわけでございまして、大学の建設が進んでいくにつれて使用面積はふえていくわけでございます。

○高橋(繁)委員 土地というのは医大の土地として一度に借り上げであるわけですか。運動場にも、庭園にも、駐車場にも、あるいは校舎の敷地にも、関連病院の場所にもなるということですが、だんだん使用していくということになりますと、校舎の建った面積、いわゆるその敷地しか借りていないということですか。運動場なんか含まないのですか。

○佐野(文)政府委員 敷地面積ということだけでなく、もちろん周辺の地域も必要限度において含むわけでございます。運動場の面積も、運動場が使用可能なように整備されれば面積の中に入るということでございます。

○高橋(繁)委員 土地購入費が当時十三億九千六百七十万円、造成費が五億四、十八億というものは地方自治体が支出しているわけですね。そして、そのときも、地方財政法違反であるとか何とかいうことで、地方議会でも問題になりました。この委員会でも問題になりました。そういうことで、国が有償で借用するから地方財政法違反にはならない、このようにたしか前の局長が答弁をしたはずであります。有償で借用するというこ

とは医大の土地全部について有償で借用する、こうでなくてはならないと私は思うのです。ところが、全体の二十七万平米のうちまだ十八万平米しか国が借りてくれないということで、地方自治体では利子負担など大変な財政の圧迫で困っております。いま浜松を例に挙げたのですが、これは浜松ばかりじゃなくて、ほかの大学でもそういう声はたくさんございます。でありますから、どういう基準、だんだんと使用していくことだけなのか、あるいは全国的にはつきりした文部省と地方自治体の誘致の方法、そういうことで若干違ふと思うのです。旭川と文部省、あるいは浜松と文部省、あるいは滋賀県と文部省、大筋のものは一緒であると思うのですが、そういうことで早く全体を購入してもらうのが一番の希望であります。有償で借用する場合についても全部の土地がそういうことにならないと、先ほど申し上げた地財法の違反になるのじゃないかという懸念をするわけですが、その辺の考えはどうですか。

○宮地政府委員 御指摘の浜松医科大学につきましては、五十一年度は、全体の面積が有償で借用する対象になる予定でございます。

なお、土地問題全体につきましては、先ほど大学局長が御答弁申し上げたとおりでございます。私どももその線に沿いまして今後できるだけ早く、国有財産の交換その他の方法によりまして国の土地となるよう努力をいたしていきたい、かように考えております。

○高橋(繁)委員 使用することとなく、結局造成されてそれが直ちに使えるという場所になればこれは有償で借用する、そういうことですか。

○宮地政府委員 さようでございます。

○高橋(繁)委員 そういうことで地方財政の負担にならないように今後これは——高知県、佐賀県も非常に財政難で大変だ。地方自治体、県債を発行して賄うけれども、農業県でこれもまた非常に大変であるという御意見であるようであります。せっかく医療水準の向上あるいは地域の医療

水準の向上とあわせて、誘致することによって地方自治体に今後負担をかけないように特段の努力をお願いしたいと思っております。

それから、医科大学あるいは医学部設置について一県に一所設置をするということでは進んでまいりましたが、単科大学あるいは総合大学に医学部を設置する、いまこの二つの柱があるわけですから、世界的な一つの動きとして総合大学の一部であることが望ましいという御意見もあるようでありますが、将来、このまま単科大学にしていくかあるいは総合大学に医学部を設置していくか、そういう点で今後の文部省としての、あるいは大臣の考え方をこの際お聞きをしておきたいと思っております。

○永井国務大臣 総合大学の一部に医学部を設けること、単科の医科大学を設けることとのどちらがよいかということにはそれぞれ功罪もあると考えます。確かに総合の方がよろしいという面もありませんが、しかし単科にすぐれた面もあるわけでございます。文部省といたしましては、今日もそうでございますが、今後、医科大学を新増設いたしていきます方針といたしましては、単科のものをつくり上げていくという考えで臨むわけでございます。

○高橋(繁)委員 単科でつくっていくという御意見であります。それには先ほど申し上げた予算あるいはそれについての要員、こういう点で十分配慮がなされていないとかえって地方自治体に負担をかけ、あるいは教授陣の整備、看護婦、病院施設、その他いろいろなので、そこら辺の将来に向かってくると思っております。それから、いろいろな総合的なものがなされない、単科大学で将来大変な問題が起きてくるのじゃないか。それができればいいと思うのです。そういうことを考えると、総合大学に医学部を設置していく方がより効果的ではないか、私はそういう意見を持っております。そういうことであれば、将来に向かってそういうことをちゃんとしていかなければ

単科大学にも大変な問題を残すというふうな危惧をいたします。その辺の心配、将来ありませんか。

○永井国務大臣 ただいま御指摘の関連病院をどうするか、あるいは看護婦さんを確保していくことをどのようにするかという問題に関する限りにおきましては、これは総合大学の医学部である場合も、あるいは単科でまいる場合があります。どちらの場合にも当然この関連病院、看護婦さんの問題は考えるべきことであるわけでございます。そこで、いま医科大学を建設していく過程におきまして私どもが考えておりますのは、確かにいろいろ財政上の理由等あって困難は伴いますけれども、医科大学として、関連病院あるいは看護婦さんの確保、そういうふうなものも勘案して総合的な計画で進んでいるわけでございます。総合大学の医学部が持つておりますメリットというのは、たとえば理学部というふうなものとの関連におきましてやや広い学際領域というふうなものを開拓していくのに便があるわけでございますが、それに対しては、総合大学でない単科の場合には、いわば身軽でございまして新しい考え方で積極的にいくというふうなことがやりやすいということがあると思ひます。しかし、先ほど御提起になりました病院、看護婦等の問題につきましては、その場合にも当然総合的に考えるべきである、かような考えで進んでいる次第でございます。

○高橋(繁)委員 先ほどの問題で、最近設置をされた十五、医学部を除きまして、医大の土地の面積、それから現在だけ文部省が有償で貸与しているか、それから借用の価格、ひとつこれの資料を要求しておきたいと思ひます。

それからついでに看護婦の問題であります。今度熊本大学に医療技術短期大学部ができました。看護科が八十名定員になっておりますが、この看護婦問題はいつもここで問題にもなっております。最近の国立の医科大学十五、国立大の付属病院で、五十年九千四百十五名、五十一年六千六百四十五名の看護婦の不足を来しておる、

これは間違ひございませんか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおりでございます。す。

○高橋(繁)委員 特に付属の病院で五十一年六千六百四十五名の不足を来しておりますが、この充足についていまどのようにお考えですか。

○佐野(文)政府委員 これらの国立医科大学等に設置する県におきましては、早くから県内の看護婦の需給計画を策定いたしまして付属病院の創設に伴う看護婦の急激な需要増から混乱を来さないように地元の看護婦養成施設において看護婦養成数の増員に努めてきているわけでございます。今後ともそういう努力を続けると同時に、それぞれこれらの県においては広く全国的に看護婦を確保する努力をしておりますので、そういった方向を強めてまいるといふことを考えているわけでございます。

○高橋(繁)委員 こうした付属病院についてはただ単に数だけそろえればよろしいということではないと思ふのです。大変に技術を要する、あるいは保険点数から言っても三千点ですか、以上の手術がきわめて多い。そういう面から、あるいは教育、研究あるいは診療というふうなものを備えた付属病院ではかなり高度な技術を擁した看護婦でないといふと勤まらないという現状のようでありまして、したがってこうした技術を擁する看護婦を確保するといふことと、あるいはいさか採用しては、もやめていく看護婦が多いといふことで現場では非常に苦労しているようでありまして、そういう心配はないのですか。

○佐野(文)政府委員 新設の医大の場合には確かに御指摘のように所要の看護婦の確保ということについてそれぞれ非常に苦心をされているところでございます。すでに既設の国立大学の場合におきましては年々看護婦の充足というものについて努力をいたしております。これは医療法の基準等をはるかに上回る数を確保いたしております。

○高橋(繁)委員 十五県の場合ですが、看護婦の中で正看護婦と准看護婦、調査で見ますと准看護婦が一四・七%、まだ付属病院の中におります。それはそれなりにいろいろと働く場所もあるでしょうけれども、正看護婦がいらないから当然准看護婦を採用しなければならぬと思ふのですが、付属病院等につきましてはやはり正式な技術を身につけた正看護婦というものを採用すべきである、こう考えるのですが、いまのところ足りないから一四・七%の准看護婦を採用していると思ふのですけれども、教育研究を進めるために一休支障はないのですか。

○佐野(文)政府委員 大学付属病院の場合の正看護婦と准看護婦の割合は、御指摘のように看護婦が八五%、准看護婦が一五%という割合になっております。一般の病院の場合には、この割合は、御承知のとおり大体五対五というふうな状況になっております。大学付属病院の場合には、先ほど御指摘がありましたように教育研究機関としての使命、さらに総合的な医療機関としての使命の両面を持っておりますので、重症患者でありますとかあるいは特殊な症例の患者が多い。あるいは医師の数が多くてその医師の経験の度合いの態様もさまざまであるというふうなこともございまして、そういった特殊性に應ずるために高い水準の看護が求められているわけでございます。そういったことから、一般に比較しますとこのようにはるかに高い採用率で正看護婦が採用されているということでございます。

○高橋(繁)委員 看護婦の問題ですけれども、全国的には、五十年でも二万四千六百人の不足である。そうしますと看護婦の養成という問題が起きてまいります。ところがいま看護婦の養成は、大学、短期大学あるいは高等学校の看護科、それから各種学校、それぞれ養成機関というものはきわめて多彩になってきておる。今度熊本に短期大学ができて、短期大学でも若干ふえてきておりますが、そうした意味で養成機関というものをやはりここで整理をして、りっぱな技術を持ちりっぱな看護婦を養成するといふ面からいって、この看護婦の養成というところで検討しなければならぬ、

やないか。あるいは准看護の方が高等学校と各種学校で養成をされておる、果たしてそれでいいのかどうかという問題もありますので、この看護婦教育のいろんな多彩にわたってあるものを整理してある一定の教育をする必要があると思ふのですが、その辺の将来にわたっての構想なり考えを持っておりますか。

○佐野(文)政府委員 現在看護婦を初めとして、その他臨床検査技師、診療放射線技師等のいわゆるパラメディカルの関係の方々の養成というのは非常にコースがいろいろございまして、その主要な部分は各種学校でございます。最近医学の進歩に伴って医療技術の高度化が進むにつれて、医療技術者の資質の向上ということが非常に重要な課題となつてまいりましたことに伴ひまして、関係各方面から医療技術者の養成を学校教育法一条に基づき正規の学校でやつてほしいという要望が非常に強く出てまいつておるわけでございます。文部省としてはこういった要請をも考えまして、四十二年以来五十年までに九校の医療技術短大をそれぞれ設置をしてきたわけでございまして、さらに五十一年度にはいま御指摘の熊本大学に医療技術短大を創設をし、さらに五十年度に創設をいたしました弘前、京都、鳥取の各大学の医療技術短期大学部に衛生技術科を増設をする。さらに群馬大学と名古屋大学につきましては、医療技術短大の設置調査を行うというふうなことを五十一年度で講じたわけでございます。国立大学付属の現在の各種学校につきましては、やはり方向としては医療技術短大として整備をしていくという方向をとりたいというふうな考えでおります。ただ母体の大学の体制の問題もございまして、また非常に厳しい財政状況、定員状況がございまして、その対応については慎重に検討していく必要がございまして、国立に關する限りは、やはり方向としては従来の医療技術短大の設置の方向というものをさらに続けて努力をしていくということであらうと思ひます。

可能性としてはあるのだろうか。と申しますのは、これは制度上は、いま大学局長から言えばまだ制度上そんなことはございせんと言に決まっていますけれども、この基本構想から申しますと、実践的な技術の開発を主眼とした教育、研究を行う大学院ということになりますから、そのような開き方ということも将来の可能性としてあるのだろうか。そういうことでございませうけれども、大臣いかがですか。

○永井国務大臣 高等教育懇談会はいろんな可能性を検討した方がよろしいというふうに述べておられますから、いまのような先生のお考え方というのは、これはよほど詳細に問題を検討いたしませんと、直ちに申しかねるわけではございますが、将来においては考え得るものかとも思いますが、しかし他方もう一つ大事なことを申しますと、専修学校のメリットというのは、いままでのいわゆる既成の学校体系と違ひまして、それこそ各種学校というので各種あります。そして、そういうものにとらわれないで非常に発展してきているところと、そこがございまして、余り専修学校になったからといひまして、既存の学校体系との方の組み合わせを考え過ぎますと角をためて牛を殺すようなことになりまして、専修学校の生き生きとしたところが失われてまいりますから、十分そういう点も考慮いたさなければならぬものだと思います。

○有島委員 国でやるべきことと、それから民間でやるべきこととは、これは余りまぜない方がいいというところはあります。それから、自然発生的なことをどれくらい尊重するか、そういうことも非常に注意深くやらなければならぬと思うのです。

今度の技術科学大学につきましても、先ほどから伺っております、研究の場合でも、委託研究であるとか、あるいは民間との共同研究であるとか、企業の研究ということですね。大分紛らわしい点がたくさん出てくるはずで、これは高額というようにならば避けられないことではござい

ますけれども、特に民間資金導入というように、これがさっき大臣のお答えでは、それを前提とするのか、民間資金導入を前提とするのかという質問に対しては、ちょっと衝切の悪いお答えだったわけですね。そうだとするわけにはいかない、だけれども第一番は国費で、その次は公共資金で、民間資金は三番目だ、三番目だけれども入るのだ、こういう結論ですね。企業の研究、それから研究員との交流、こういうことはいいのだけれども、でき得るならば、こういうことは私立の技術科学大学、ないしは大学院というものがあれば、そこでやる分には非常によろしいのではないかと申すわけですね。それで、これは一つの制度、こうした道が開かれたわけですから、私はこれを国がやっている先導試行の一つであるというふうに考えたわけですね。ですから、これがうまくいけばむしろ企業側がこの種のものをつくっていく、そしてこれを申請してきて、同じようなレベルのものとして認めてもらいたいというふうな名前の出てくることを私は期待したいなあと申すのでございけれども、大臣としてはどうお考えになりますか。

○永井国務大臣 たとえば現在聖蹟桜ヶ丘に東電学園というふうなものがございまして、これは学校教育法の規定によりまして、各種学校という姿でかなり高度な企業内教育を行っております。ですから、そういうものはやはり各種学校であるいは将来専修学校になるかどうかまだ私は把握いたしておりませんが、そういうものとして出てまいります場合には、われわれとしてはそれぞれの性格というものをよく審査いたしまして、専修学校となるものは専修学校、また私立大学となりますような場合にはそういう方向、そういう方向で考えていくべきであつて、それは生まれてくるものがどのようなものであるか、それが現在のわが国の法制上どのように位置づけられるかということとを十分に検討した上でであるかと思ひます。

○有島委員 最後に伺っておきますけれども、独立の大学院という制度ができるということになるわけですが、それについて名のりを上げてきているところが出てくるわけですか。

○佐野(文)政府委員 いまのところ国立大学の関係で、いわゆる連合大学院の構想によりまして幾つかの大学が連合して博士の課程の大学院を別につくる、そういう構想についてわが方から調査費を出しているものもございまして、またそれぞれの大学で検討されているものもございまして、それ以外には具体的な構想として出てきているものはございせん。

○有島委員 終わります。

○登坂委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 この国立学校設置法の一部改正法案に直接つながる問題をまずお尋ねいたします。

例の技術科学大学の施設計画でございまして、目標とするところまことに結構に存じます。と同時に、入学資格者に実践的な技術教育をねらいつつ、高等専門学校に接続するような教育内容を持ったものと、それからもう一つ国立学校には国立短期大学部というものがあつて、全国にたくさんある工業短期大学がある。これは工業高専と同様に工業高校から工業短期大学へ行つておる。その数においても非常に多数の工業短期大学があるのでございまして、その方はどうなるわけですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおり国立の短期大学の場合に限りまして、高専とはほぼ同じ卒業生の規模を持ったものでございまして、短期大学の卒業生特に工業の短期大学の卒業生については、高専の場合と同じようにこの大学への編入学ということが当然考えられることだと思ひます。

○受田委員 これにはそれがうたつてない。国立工業短期大学がずらりと並んでいる、商業その他もありまして、この大量の工業短期大学を同時に書き上げるべきではなかつたかということです。御説明を聞いても工業短期大学という言葉がいままで文部省から聞かれてない。工業高専のことば

かり言われておる。いまのような御説明があるならば、国立学校設置法に大量の工業短期大学がある、なぜそれを一緒にこれへうたわないかということですね。

○佐野(文)政府委員 御指摘の点大変ごもっともな点ではございませうけれども、技術科学大学の構想が、けさほど来る御説明申しておりますように、若いときから経験しながら学ぶというような形で一貫した教育を行つてきているという高専の特色というものをさらに伸ばす、そしてその教育に接続した大学院レベルの教育まで考えていくという趣旨のものでございまして、短期大学というところが出てこなかつたわけではございませう。また実際の問題としても、いわゆる上級学校への進学の問題というのは短大の場合には高専の場合ほど従来強く指摘されておりましたのでしたためにけさほど来る御説明では落としてきたわけではございませうけれども、工業の短期大学の学生であつても、これまでの教育というものの上に立つて新しいもの、技術科学大学というものの趣旨を理解をしてその方向に自分の勉強してきたものを伸ばすというところであるならば、当然技術科学大学の中に受け入れられてしかるべきものだと思います。

○受田委員 この提案理由の説明を見ましても、主として高等専門学校の卒業生を入れる、また同様の趣旨から工業高等専門学校の卒業生にも進学の道を開くこととありまして、この提案理由からは工業短期大学の卒業生の進学の道は閉ざされておる。それは工業高等専門学校から工業短期大学と工業を目指して勉強している学生がたくさんあるわけなんです。文部省はこの工業短期大学という認識があるのかないのかという疑義を、いまの御説明を承つても工業短期大学の卒業生というものは工業高専のような長期の展望で考えるべきものではないような御発言です。工業高専の卒業生だけの将来の道を開くのが主流であつてというようなお話を聞くと、文部省の認識の中には国立工業短期大学の認識が欠けておる。工業短期大学でおしまいに

る学生というものは、これは勉学を目指す者にとつては非常に不幸である。短期大学を出てさらに長期の学校へ行きたいと言え、こういう制度ができるときにはその道をびしっとうたててあげるべきであると思うのです。工業短期大学は無視されたようになった、あれだけ並んでいるたくさんの方の工業短期大学。何か志願者において工業短期大学は余り志願者が多くないのでございますか。

○佐野(文)政府委員 工業短大の場合には志願者がやはり高専よりもやや少ないということでございます。

○受田委員 その数がどのくらいあるのか、工業高専も漸次志願者が減りつつある、全国的に減少しつつあるという時期に工業高専をどんどん増設してきたわけですが、工業短期大学の制

度を国立学校設置法に明確にうたつて、全国にこれほど大量の工業短期大学を用意しておきながら志願者が少なくなつてゐるというけれど、志願者の数がどのくらいあるかも数字がすぐ用意されていないほど無視されてゐるということになる。

と、これはちょっと問題があると思う。工業短期大学と工業高専、その修業年限は同格である。高等学校を出てさらに二年の短期大学、中学校から五年の工業高専、その終着駅は全く同じ年齢で、同じ修業年限である。こうなってくれば、工業短期大学の卒業生の優遇は当然考えられる。短期大学で中途半端よりも長期を卒業したいというのが

余りおらぬ、余りおらないようなお話でございましたが、道を開けばおのずから大量の人が来るはずです。道を開いておらぬから、そうなるのです。

○佐野（文）政府委員 従来工業短期大学の卒業生で進学を希望する者につきましては、それぞれ併設されている大学には工学部が置かれているわけでございます。当該大学においてそういう進学希望の者については工学部にできる限り受け入れるような配慮をしてほしいということを大学当局の方にはお願いをしてきているわけでございます。

○受田委員 それが、工業短期大学から工学部に入った数が全国的にどのくらいあるのか、これは

非常に参考になる数字でございますので、御調査の上後ほど、そこに数字がないとすれば、この次の質問の時間までに工業短期大学から工学部にそのまま入れておるのが何人おるか、お示し願いたい。つまりこうした技術教育の特別の大学ができれば、みんながその方へ行きますよ。同様に道を開いてあげるべきです。工業の短期大学に対する御認識をもっと強大に持っていただくべきであるということをごここに提案をいたします。

その次に医科大学、さっきお尋ねに対してお答えがあったですが、単科大学にしたい。残ったこのたびの御提案よりもまだ外れている沖縄県、山梨その他の少数の県、これも皆単科大学といふことですね。全部を単科大学にする

○佐野（文）政府委員 沖繩の場合には琉球大学の医学部として設けるという方針が従来から固まっております。それ以外のものにつきましては私どもは原則として単科ということで構想をしていますが、というふうに考えておるわけでございます。

○受田委員　沖繩は総合大学の一環として考えた
い。そうすると、全部が単科大学じゃない、医科
単科大学じゃなくして沖繩の場合には例外があ
る。文部大臣のさっきのこれからの医科大学、単
科医科大学にしたいというお話の中では沖繩が例
外であるというのをいま局長が答弁されたと了解
をいたします。

そこで、このたびの新設の歯学部、徳島大学に歯学部を設置することですが、医学部は全部単科医科大学にしておきながら歯学部

はなぜ総合大学の一翼にされたのですか。同じ医系の大学で首尾一貫していない。御答弁を願いたい。

○佐野（文）政府委員　やはり歯学部の場合には実際問題として、その大学の医学部との関係というものをも十分に考えながら、それを基礎としながらも創設というものが最初に構想されてくるし、また整備をしていく段階でも医学部との関係というものを十分に考えていく必要があるということが一

つございます。それからもう一つは、やはり何と
いっても歯学部というのは、学生の数におきまし
てもあるいは病院の規模におきまして、医学
部、医科大学の場合と比べますと非常に規模の小
さいものでございます。やはり単科の大学とする
よりはその大学の学部として整備をする方が適当
であると考えておるわけでございます。

○受田委員　歯学部はなめられておるといような答弁に見れるわけでございまして、医学部の付属的な感覚で御答弁になっているようです。しかし、医学部、歯学部、それぞれ独立しているわけです。私立の歯科大学にも、歯科大学がそれぞれ独立しておるところがあるわけです。たくさんあるわけです。私立歯科大学がある、それが医学部とつながらなければならぬというような御答弁は

私は理解に苦しむわけです。医学部、歯学部、それぞれ独立しているのです。医学部のあるところへ一緒につけて考えようというようなお考えに私は疑義をはさまざるを得ない。歯学部なら歯学部で歯科医科大学として独立してやればいいので

す。全国に私立の歯科医科大学はたくさん並んでいる。私立の医科大学を認めておきながら、国立の医科大学は単科医科大学にこれからすると申されながら、歯学部は総合大学の一部に一学部として置くのだ、医科大学なら単科大学として独立させる、歯科大学なら独立をさせないで総合大学の一部に置く、これは片手落ちじやありませんか。

○佐野(文)政府委員 もちろん歯学部を軽視するものでもございませんし、また歯学部が医学部の付属であると考えているわけでは毛頭ございません

ん。先ほど申しましたのは、具体的に特定の大学の歯学部への創設を考えていく場合には、その大学の医学部の中に歯科系の講座を置いたりあるいは付属病院に診療科を設けるという形でまず母体を築き、そして次第に歯学部の創設準備へと進めていくという形をとるわけでございます。そういった過程のことを申し上げたわけでございます。

私どもはやはり規模の問題からしましても、歯科については歯学部として準備をすることが適当科については歯学部として準備をすることが適当

であると考えているわけでございます。別に
軽視をしているとかいうことでは毛頭ございませ
ん。

○受田委員 御答弁でははっきり軽視しておりま
すよ。つまり、独立するほどのものではないの
だ、総合大学の一環として考えればいいのだとい
うのは明らかに軽視ですよ。医学と歯学はそれぞ

れ独立の学科のはずなんです。医学に続いているものではないのです。齒科医学としての独特の分野があるわけなんです。付属物ではないのです。したがって、齒科医科大学とすべきで、いまの御答弁は明らかに医学部とのいろいろなつながりがあるので、歯学部としてやる方がいいのだと言う。現に私立医科歯科大学は幾つあるか、御答弁をいただきたい。

○佐野(文)政府委員　十大学でございます。
○受田委員　私立の歯科の独立の単科大学は、文部大臣、十大学もある。にもかかわらず国立の歯科の独立大学は東京医科歯科大学、つながっておるものが一つある。文部大臣はせっかくこの際医

科大学は単科にしたい、これからそうしたいという御発言があった。あるならば同じ医系の大学の歯学部も、歯学部でなくして医科歯科大学として独立させる。私立の歯科独立単科大学は千もあるというときに国立の歯科の単科大学が、一校もないというところに文部省の事務当局の歯学軽視の傾向が多分にあるのです。

文部大臣、ひとつ事務当局の誤りを是正して——この認識、医学部の付属のようないまの局長の答弁です。明らかに文部大臣がお聞きになって

もおわかりのとおり、この事務当局の余りにも医学部尊重の認識を変へるために英断をふるっていただくべきであり、歯科単科大学としての創設を考へるべきであると思うのです。

○永井国務大臣　私から弁明させていただきましたが、事務当局が歯学部あるいは歯学というものを軽視しているということではないと思いますが、従来の計画がそのような形で進んでまいったといふことだと思います。ただ先生の御提起になります。

した問題というものをわれわれとしても考えるべきでございますから、これは十分に考えさしていただきたいと思ひます。

○受田委員 文部大臣が考えるということですから、これは考える価値のある問題でございます。

私立の大学にいま申し上げたような単科歯科大学は十もあるという御答弁。国立、公立、私立、そのバランスから見ても、国立の歯科単科大学があつて当然だ、いいチャンスだつた。九州、中国、近畿とそれぞれ大学に歯学部を置いていた国立大学がある。その中に四国がなかったから今度徳島に歯学部を置くことになつたと思ふのです、そうですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように歯学部あるいは歯科大学の設置につきましては、四十八年度に調査会を設けましてその設置の方針等を検討したわけでございますが、その際に歯科医師が著しく不足して真に必要なを得ない地方に限って歯科大学なり歯学部を新設することが望まれるが、その際、地域的配置や進学の機会均等などを考慮する必要があるため、できるだけ国公立の歯科大学なり歯学部の新設を考慮するのが適当だといふ報告があつたわけでございます。それに基づきまして検討をし、御指摘のように四国の場合には歯科大学あるいは歯学部がございませぬし、各県における人口十万人当たりの歯科医師の数も三十人余りというふうな状況にございまして、徳島に置くということを考えたいわけでございます。

○受田委員 いまの歯科医師たちの要望も、歯科大学または歯学部です。歯科大学が上に書いてある、歯科大学を置いてくれと書いてある。要望の第一は歯科大学なんです。その要望にこたへることです。あなたは前回も歯科大学というのを上にやつておる。要望は、歯科大学ができれば歯科大学にしてみたいと言つてゐるのです、やむを得なければ歯学部という意味ですよ。そうじゃないでしようか。

○佐野(文)政府委員 これは私もやはり歯科大学または歯学部というふうな受け取つてゐるわけでございます。どちらをということではない、それはやはり設ける場合の形が同様あり得るということである。そのような表記が行われているものと考へております。

○受田委員 最初に書いてある方に力点が置かれるのが文章の——最初に書いてある方が順序としては先なんです。大臣に御出席願う、大臣ができれば代理の方に御出席願うという案内が来たときに、大臣または大学局長というときには、大臣の方にお願いするわけですよ。いかがですか局長、初めに書いてある方へウエートを置かれるのが文章の通則じゃないですか。

○永井國務大臣 この文章を読みます場合に、決して局長が歯科大学というものの提案を軽視している意味合いで申し上げたわけではなく、また先ほど私が申し上げましたように、歯科大学という問題は考えさせていただきたいと思ひますので、いささかもわれわれの方に軽視の意を持って文章を読むような考えはないということを申し上げて、先生の御理解を得たいと思ひます。

○受田委員 結果としては歯科大学を軽視したことになつてゐることを、局長わかりますか。

○佐野(文)政府委員 お言葉を返すようで大変恐縮でございますけれども、決して軽視をしてゐるつもりはございませぬ。

○受田委員 そうしますと、今後歯科単科大学というのを当然考へていいと局長もお考えですか。先ほどの見解では、歯学部というものは、あなたの認識をちょっと変へなければいけないと思ふのですが、医学部とつながつておる関係で常に医学を前提にされながら御答弁があるが、今後現場の先生たちの要望に對しても当然歯科大学というのできてしかるべきだといふ答弁をあなたがされてしかるべきだと私は思ふのです。第一線の先生たちの要望に對しても、歯科大学を設置するといふ構想があると思ふのです。事務当局として、国立歯科大学をつくる、この先生方の要望に對して歯科大学をつくるという構想もあつてしかるべきと考へるかどうか。大臣だけでなく、あなたの方の御

答弁を願ひたいのです。

○佐野(文)政府委員 歯科の高等教育機関を整備していく場合の形を、大学学部で行うか、単科大学として行うかといふのはそれとして検討すべき問題であることは間違ひなからうと思ひます。

○受田委員 文部省は昭和六十一年の時点においてどれだけの医師を養成すべきである、国立、公立、私立でそれぞれ何名ずつ養成をし、そのために学生を何人採用する、こういう計画をお示しを願ひたい。医学、歯学を含め、また薬学の学生——このたび岡山大学の医学部から薬学部を分離することでもありますので、これはお願いがしてありますので、その数字をお示し願ひたい。

○佐野(文)政府委員 従来から、医師の場合には人口十万人当たり百五十人、歯科医師の場合には人口十万人当たり五十人といふものを養成計画として厚生省の方がお持ちであり、またわれわれの方もそれを勘案しながら無医大県の解消等の施策を進めてまいつたわけでございします。

入学定員で見てもいりますと、医学部の入学者の数は、五十二年度におきまして、国立が三十五校三千七百八十人、公立が八校六百二十人、私立が二十八校二千九百二十人、トータルで七十一校七千三百二十人といふ数になります。今後公私立の歯科大学の新設を見込まないといふふうにしたしまして、現在進められております無医大県の解消計画が残余の部分についても進められ、無医大県が解消したといひますと、その時点において、国立が四十二校、入学者の数が四千四百八十人といふことになるわけでございします。

このような状況で推移をいたしますと、昭和六十年を待つことなく、人口十万人当たりの医師の数は百五十人を超えるといふことになるわけでございします。

○受田委員 歯科医師、薬剤師、全部お尋ねしておりますので、全部お答えください。

○佐野(文)政府委員 歯学部についても申し上げますと、五十二年度でございますが、国立が七校で入学定員四百人、公立が一校で入学定員百二十

人、私立が十五校で入学定員二千百人、トータルで二十三校、二千六百二十人といふことになつております。これは無医大県の解消といふふうな形でセツトされた計画があるわけではございせんので、とりあえず徳島大学の歯学部と現在創設準備中の鹿児島大学の歯学部を創設した場合における数を見込みますと、国立が九校で入学定員は五百六十人といふことになるわけでございします。今後、公、私立の入学定員を五十二年度以降増員を見込まないといひましたしても、この数をもつて、同じように六十年を待たないで人口十万人当たり五十人を超えるといふことに相なります。

薬学部の場合にはそのような一つの養成計画と申しますか需要数を私どもは現在持つておるもので、そのような意味でのお答えはしかねるわけでございします。

○受田委員 そうしますと、岡山大学の医学部から分離して薬学部を創設する理由はどこにあるのございしますか。

○佐野(文)政府委員 岡山大学の場合におきましては、四十四年度に医学部の中に薬学科を設置したわけでございします。これは、近年社会的に医薬品の安全性とか環境汚染物質の生体に対する作用等が問題になつておるに、これらの問題について系統的に教育研究を行うことが必要とされたいといふふうなこともございまして、薬学科を設置したわけでございします。さらに五十年には製薬化学科を増設いたしました。これに伴つて教育研究体制が整つたわけでございしますけれども、岡山大学の場合にはこの薬学系統の校舎等の施設が医学部とは別の校地に設置をされております。そういうこともありまして、教育研究の機能を發揮する上には、あるいは管理運営の上にはいろいろ問題が出てまいつてゐるわけでございします。医学部と薬学部との間の緊密な連携といふのはいよいよ必要になつてまいるわけでございしますけれども、岡山大学の場合にはすでに薬学科、製薬化学科の設置によりまして薬学部としての十分な教育研究体制を備えてゐるということがあり、かつ、

むしろ薬学科として医学部の中に置くよりは学部として独立をさせて、そして同学部の緊密な連携を図るというところの方が適当であるということを考えまして、分離し、独立をさせることにしたものでございます。

○受田委員 いまお話を承って、薬学、製薬二つがちょっと距離もあるというところで独立して能力を発揮したいという御趣旨のようです。これは結構なことと思いますが、医学部の中に薬学科を置いたところがはかに全国で幾つありますか。

○佐野(文)政府委員 広島大学の場合に、やはり医学部の中に薬学科がございます。

○受田委員 医学部の中に薬学科を置いたのはいままでの岡山と広島だけですか。全国にはかにはないですか。

○佐野(文)政府委員 岡山と広島のみでございます。

○受田委員 広島の場合は、薬学科を薬学部として将来創設する意思はないですね。

○佐野(文)政府委員 広島大学の場合には、現在御承知のとおり統合移転ということが重要な課題になっております。統合移転に伴って広島大学の全体の整備をどのように進めていくかということについては、現在大学の方でも鋭意検討いたしておりますし、私どもの方もそれに応じて考えているわけでございます。医学部の中の薬学科をどのようにするかということについては、まだ最終的に方向は出ていないと承知しております。

○受田委員 広島大学にはすでに医学部、歯学部がこへ出ておる。それに今度薬学部ができれば、ここに地方大学の中心校としての勢ぞろいができるということでありまして、大学の中で、医学、薬学、歯学、この三師会の出身母体である三つの学部が整うようなのが幾つかあってしかるべきだと思ふのです。そういう雄大な構想を一方で立てていただく。思いつきでやられるのではなくて、長期展望に立って学部の創設をやる、こういうふうな注文をしておきます。

私、この国立学校の設置について、いまもう一つ問題があると思うのですが、大学の格式というものが国立大学にはあるんだ。たとえば東京大学と京都大学は特に学長の地位が指定職の最高の号俸をもらっておるという、給与の上でもびつと決まっておる。その他の大学にまた七大学というのがあって、それがその次のランク、それからその他の地方の大学はその他大せいの仲間に入っている、もっと階級がついておることになっておるのです。文部大臣、私、非常にこの点、教育の世帯として問題があると思うのですが、中学校や小学校、高等学校というのは、小さな高等学校、小さな小学校に、学級数が少なくても、そこに長期勤務者で優秀な校長が勤務すれば、号俸が最高まで行かぬです。大きな学校でなければ、特の一の最高まで行けないという規定はどこにもない。高等学校も同様です。しかるに国立大学だけは、東大と京大だけは指定職の最高の号俸をいただく。その次は七つの大学が次のランクにおり、地方大学はその他大せいで片づけられておる。これは大変問題があるので、国立大学でも地方の小さな大学、国立である以上は、そこで長期に学長として勤務して名声を博するようになりつばな学長であれば、東大、京大の人がいただく指定職の最高の号俸までいただくにせざるべきじゃないでしょうか。地方の国立大学はもう行き詰まりは決まっておるのだ。いかに優秀な教師がおり、学長がおる、長期勤務者であろうとも、東大や京大に勤務する学長が若くて年齢的にも差があっても、それよりは上へ行けないのだという制度というものには問題があるのです。つまり、高等学校、中学校、小学校が、長期勤務者で優秀な校長先生は、勤める学校の大きさにかわらず、最高号俸までいただく。国立大学も、やはり長期勤務の優秀な学長には、国立大学の学長の給与の最高をいただくべきじゃないでしょうか。これは文部大臣としては新鮮な感覚で文部大臣になっておられるあなたが、この問題は、学長の給与というものは東大と京大だけがよくて、あとは悪いというふうなことではいかぬ、基本観念としては賛成だと

おぼしめされるかどうかです。

○永井国務大臣 ただいまの先生の問題提起の御趣旨は、十分理解いたします。

○受田委員 文部大臣は理解していただくウェーが非常に高いので、私の質問は理解をするということですが、しかし、理解はするけれども、実施をするか否かはわからぬということですから、(それは本場の理解ということにならない)と呼ぶ者あり)そうそう、いいことを言ってくださった。本場にやらなければ理解ならぬそうです。大臣、あなたのような感覚の方が文部大臣にあられるときに、そうした国立大学に勤める学長の給与は、大ききによって決まるんだということと、勤続の長さ、その勤務によって決まるんだということという一つの構想を実行に移していただきたい。

私、さらに厚生省にきていただいておりますと思うんですが、厚生省は文部省に医師、歯科医師、薬剤師の養成を依頼しておるわけです。そうじゃないですか。

○古賀説明員 厚生行政、厚生省の守備範囲は、卒業後を分担しております。国家試験以降が厚生省の守備範囲でございます。卒前教育は文部省の所管でございます。したがって、医師、歯科医師、薬剤師の教育というものの卒前教育は文部省の方でおやりいただいております。ということになっております。

○受田委員 国家試験から先が厚生省、国家試験の前は文部省、こういういまの御答弁でございます。

そこで、医科大学を出た者は六年で国家試験を受ける資格がある。いにしえといつてもつい先年まではインターンという制度があって、そのインターンを終えて国家試験を受けられた。いまは厚生省は、国家試験を医科大学の六年の習得で受けさせるということじゃないですか。一年ほど試験を受ける時期を早めた。国家試験になる前の昔はインターンまで文部省にお願いしておったわけで

すね。今度はインターンを一年ほどあなたの方が横取りされて、一年早く国家試験を受けさせることになったわけですか。その経緯を御説明願いたいのです。

○古賀説明員 昭和四十三年までは、いま先生御指摘のように、六年間の医学部教育を経まして、その後一年のインターンを終えて初めて医師の国家試験の受験資格が発生したわけでございます。しかしながら、そのインターン生の身分処遇の問題等がございまして、非常に社会問題化したことは先生御承知のとおりでございます。昭和四十三年に医師法の改正が行われまして、従来のインターン制度が廃止されまして、六年年の医学部教育を終えたと直ちに医師の国家試験の受験資格を取得するということになったわけでござい

ます。しかしながら、その四十三年の医師法の改正の際に臨床研修制度というものが新たに設けられたわけでございます。これは強制ではございませんが、医師は免許取得後二年以上臨床研修を受けるように努めなければならぬという努力義務でございまして、卒後二年以上以上の臨床研修を行うことが努力義務として医師法の上に規定されたということでございます。現在卒業生と申しますか、医師免許取得者の大体八割は臨床研修を受けておる状況でございます。

○受田委員 これは二年ほど臨床研修をするというものを原則としてというような御答弁のようですが、インターンで一年学んで研修して国家試験を受けるのと、努力目標として六年で大学を出てすぐ試験を受けて後は二年努力してくれというのは大分違ふのです。つまり、インターンをやらなければ受けれなかったのと国家試験を受けて二年間やってくれというのとでは違ふのです。努力目標とやらなければならぬものとは違ふのです。したがって、医師の素質というものを対して四十年以前の方がよかったです。いまは大学を六年出てすぐ受けられて、国家試験を受ければすぐ医師になれるのです。二年の臨床研修をやらぬでもいい

のです。やらない者は医師になれないという規定

はないのですから、その点は力が抜けてくる。厄
ない要素が一つ入ってきておる、そう思いません
か。

○古賀説明員 かしながら、実態を見ますと、
医師免許を取得しまして直ちに開業いたすとい
うようなことは、まず皆無でございます。やはり大
学の付属病院でありますとか、それから医師法に
基づいて厚生大臣の指定を受けた臨床研修指
定病院などにおきまして、二年以上の臨床研修を
行うというものが八割あるわけでございます。残
り二割というのは、これは大学院に参りました
り、それから自分の父親の経営しております病院
に勤務するというようなことでございます。い
ずれにいたしましても、直ちに一本立ちの臨床医
として開業する、ないしは指導医がない状態で
臨床に従事するということは、実際問題としては
ほとんどないということは言えようかと思いま
す。

○受田委員 ほとんどというような言葉は、生命
を預かる職種に対して使うのは不意な言葉だと思
います。その一部には未熟な、試験には合格し
たが医師としてはまだ未熟な人がおるといこと
に、ほとんどが入る。

そこで、国家試験を受験したけれども通らな
った場合には、それは文部省の方の所管に残るわ
けですか、不合格者は。

○古賀説明員 医師の受験資格は、やはり卒業
した者に対して、これを受ける機会を与えるわ
けでございますから、卒業して国家試験を受け
た、しかも合格しない、何回も合格しないとい
うようなことになりましたと、これはやはり卒業以後
の問題ということになるかと思ひます。

○受田委員 卒業以後国家試験に合格以前の所管
はどちらに入るわけですか。

○佐野(文)政府委員 国家試験の不合格者とい
うのは、いま御説明のありましたように、すでに大
学を卒業してはございますけれども、し
かし、やはり私たちとしては、その者の出身大学
におきまして、各人の適性等を十分考慮をして、

適切な進路指導を行うというふうなことは必要で
あるというふうな考えております。

○受田委員 厚生省では、毎年国家試験で、いま
大学局長が指摘されました、国公私立の医系の大
学を卒業した者の最近の受験者が何人おって、合
格者が幾らおって、合格率が何%あるか。

○古賀説明員 ことしの春の国家試験が一番近
くの試験でございますが、この試験は五千十五名受
験いたしました。合格の発表が今月の二十日でご
ざいますので、その合格者の数につきましては、
まだ公表する段階ではございませんので、御容赦
いただきたいと思います。

その前となりますと昨年の春の試験でございま
すが、四千五百二十八名受験をいたしました、合
格者が三千七百三十一名でございます。したがっ
て、合格率が八二・四%でございます。

○受田委員 文部省におかれましては、八二・四
%の合格率、残ったものは一八%近いものがある
わけですか。二割近いものは落ちておる。繰り返
しているうちに何とかなるという人もあるが、と
うとう最後には結局国家試験に合格しない医学部
の卒業生ができるわけですか。そういう人はどうい
うふうにするべきなのでしょう。つまり、医系の大
学に行つたが国家試験に通らない、そういう人の
扱いをどういうふうにするか。文部省は教育的立場から考
えられないか。厚生省はもうした何回やっても受か
らない——この率でいけば最後まで受からない人
が出るのですよ。しかしそれは医系の大学に六年
間学んだ、学んだだけに、何かそれを社会に有効
に生かさなければ医系の大学に六年も行ったもの
の価値がないのだ。たくさん経費を使つてい
る。国費でも莫大な経費を使い、私立の医科大学
では入学のときから大莫な寄付金を取り上げて教
育をしていかなければいかぬというふうな、教育
の点では最高の金をかけて教育したその卒業生
が、大学は卒業したけれど、医学部は出たが試験
に合格しないという、この人々はある意味におい
ては人材ですよ。この人材をどう生かそうとして
おるのですか。

○佐野(文)政府委員 基本的にはまず医学の教育
の内容、水準の充実に向上を図っていくということが
重要であると思ひます。そのために、先般設置
基準を改めまして、全般的に水準の引き上げを図
つたわけでございます。

しかし、それはそれとして、やはり不合格者が
出るということとは、これは実際問題としてはあり
得ることでございます。先ほど申しましたよう
に、そういった者につきましては、出身大学で適
性に成じた進路指導ということを図っていくと
いうことが必要になるわけでございます。医学部
を卒業した者で免許を取得できるものには、衛生
検査技師というふうなものがございます。あるいは
は受験資格ができるものとして、臨床検査技師と
いうものがございます。こういったものを含め
て、仮に最終的に医師ということになれない者で
あつても、広くそういった医療の分野において六
年間の勉強の成果を生かすということが望ましい
というふうな考えをわけでございます。

○受田委員 最後に合格し得ない者に対してはい
まのような関連の職種に持つていくことを生か
していく、そういう構想をいまお示しになつたわ
けですが、厚生省の方では、受け入れ側となつた
医療供給体制をどういうふうにかつてくるかとい
う点において、これらをどう活用するか。いまのよ
うなのと同じ御意見でございますか。

○古賀説明員 いま文部省の大学局長が答弁され
たとおりでございます。

○受田委員 もう一つここで文部省に伺いたい
のですが、昨年私立学校振興助成法で、私立の医系
の大学は増設をしないということであつたけれど
も、しかし附帯決議の中に、やむを得ない場合に
一つの条件が附けてあるわけですか。全然しない
はなつていないはずですが、局長御存じですか。

○佐野(文)政府委員 承知をいたしております。
○受田委員 それで、むしろ私立医科大学が、現
実の問題としては、齒の先生のごときはむしろ私
立に頼つておるのです。いま国立は四百名、公立

が百二十名、それで私立の歯科大学は二千百名
と、圧倒的に大半を私立歯科大学に頼つておる。
この現実を無視はできないわけですか。国立はさ
やかな一翼を承つて、歯学のごときは圧倒的に私
立歯科大学に頼つておる。それを私立を極度に抑
えようとしても、歯学の方は手も足も負えぬわけ
なんです。むしろこれと勝負しようと思はれば、さ
き申し上げた単科歯科大学をつくつてやるべきだ
と思ふのですが、鹿児島に次の機会に置きたいと
いうのですか、それを含めてとおっしゃつたが、
次の歯科大学の構想、鹿児島はいつやるわけだ
か。

○佐野(文)政府委員 鹿児島大学、これも歯学部
として今年度から創設準備に入つておるわけでご
ざいます。これを具体的にいつ徳島大学の場合の
ように創設をするかというものは、これからの創設
準備の進捗状況等を勘案して決定をすることであ
り、現時点ではまだ創設の年度を決定しているわ
けではございません。

○受田委員 準備の程度なら、せめて鹿児島に、
西の端の鹿児島ではあるが、一つ国立単科歯科大
学があるというお手本を示すべきです。いまから
準備しているのですから間に合う。

そういうことで、歯科医師養成について、力を
持つたお医者さん、安心して自分の生命を委ねら
れるお医者さんを養成するという意味におきまし
て、今後の文部省の教育というものは、卒業し
たら試験を受ける力をつける、教育の内容を充実
してつばな医師を養成するということを引き
受けてもらいたい。

そこで、私立の医科大学にはとかく文部省も冷
酷なところが一つある。財政上の支援などもと
と——莫大な寄付金を取るせぬようにもつと
文部省が私立の医科大学を守つてやる愛情があれ
ば、そこに優秀な学生がどんどん入つてこれる。
野放しにしておくとやうなやう方ではなくて、本
当に私立の医科大学にも力を入れてあげるとい
う愛情を示していけば、金が余りかからなくて私
立のよさも味わえるので、そこに優秀な学生がたく

さん来ると思うのです。しかしいまのように、私立はもう一切抑えるんだ、国立だけを大事にするんだ、私立の医科大学にはそう大きな応援もできないのだということになると、私立医科大学に学ぶ学生さんは国家試験なかなか通らなくなる。本当に力をつけて、医系の大学を出たら私立といえども国家試験が通るんだという、力づけるような文部省の激励が要ると思うのです。財政的な激励と精神的な激励、これをやらなければ、お医者さんの中で半分以上を受け持っている私立の医系の大学は希望を失う。文部省の御意思を伺いたい。

○佐野(文)政府委員 すでに設置をされております既設の私立の医科、歯科大学に対して、私学助成の面におきまして特に配意をしていくということとはすでに方針として固まっていることでございますし、また、そのように現実に私学助成で運用が行われているわけでございます。これからつくられようとする私立の医科大学ないしは歯科大学については、問題として従来から指摘をされておりますいわゆる入学時の寄付金に依存をするというふうなことがない、しっかりした資金的な基礎というものを保持しており、かつ、教員組織等についても十分整備をされているということを要求しなければならぬ。そういう意味で、私立の医科、歯科大学というのは厳正に審査をしていこうという趣旨であるというふうに考えております。

○受田委員 厚生省の課長さん、去年の試験で合格した八二・四％、これを、国立、公立、私立に分けて合格率を出しておりますか。そういうことは秘密ですか。

○古賀説明員 出してあります。また、公表いたしております。

○受田委員 どうぞ公表してください。

○古賀説明員 申しわけございませんが、国公立別の合格率、昨年の春の分につきまして資料を持ってまいりませんで、いまこの場において申し上げかねるわけでございます。後日、先生のところへお届けしたいと存じます。

○受田委員 これは全委員に数字をお示しいただいて、そしてみんなが励まし合つてよい成績をとれるように、名医が誕生できるように、文部省も力を入れ、厚生省も叱咤激励する、こういうことを要望して、ちょうど一時間になって皆さんおそろいのようでございますから、残余の質問は、改めて長時間いただける日があるので、そのときに回させてもらいましょう。

○登坂委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。しばらく休憩いたします。

午後五時十六分休憩

午後五時二十六分開議

○登坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は先刻すでに終了いたしましたので、

○登坂委員長 この際、本案に対し、木島喜兵衛君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。木島喜兵衛君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○木島委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となっております国立学校設置

法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨は、本法律案の施行期日はすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行し、これに伴う学年数の計算について必要な経過措置を講じようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○登坂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○登坂委員長 これより原案及び修正案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

まず木島喜兵衛君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立総員。よって、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

これにて本案は修正議決いたしました。

島喜兵衛君。

○木島委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、技術科学大学の設置及び運営に当たっては、大学の重要性和本案審査における各意見にかんがみ、次の事項について特に配慮すること。

一 学問の自由、大学の自治を尊重するとともに、人事等管理運営については現行法令に基づいて行うこと。

二 十分な財政措置を講じ、いやくも、民間資金を前提とした教育研究体制にならないようすること。

三 高等専門学校についても、その充実のため一層の研究・検討を加えること。

右決議する。

以上でございます。

本附帯決議案の趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ、委員各位も御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○登坂委員長 これにて趣旨の説明は終了いたしました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府の所見を求めます。永井文部大臣。

○永井国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に十分留意し、努力してまいりたい

と存しております。

○登坂委員長 次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行うのでありますが、質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○登坂委員長 引き続き討論に入るのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○登坂委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、木島喜兵衛君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。木島喜兵衛君。

○木島委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、ただいまの法律案に対し附帯決議を行うべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附

帯決議（案）

私立学校教育の重要性和私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、すみやかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

二 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。

三 短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずること。

四 地方財政の実情にかんがみ、長期給付資金に対する都道府県補助を充実するため、必要な措置を講ずること。

五 私立学校教職員の給与の実情にかんがみ、国・公立学校の教職員に準じてその給与の改善が行われるよう必要な措置を検討すること。

右決議する。

以上でございます。

この趣旨につきましては、本案の審査に際し、十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○登坂委員長 これにて趣旨の説明は終了いたしました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府の所見を求めます。永井文部大臣。

○永井国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、御趣旨に沿いまして十分検討いたしましたと考えております。

○登坂委員長 なお、ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○登坂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○登坂委員長 次回は、来る十四日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和五十一年四月一日」を「公布の日」に、「同年」を「昭和五十一年」に改める。

附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

（在学年数の計算に関する経過措置）

2 昭和五十一年度以降に福島大学の大学院に入学した者は、在学年数の計算に対しては、昭和五十一年四月一日から当該大学院に在学していたものとみなす。

昭和五十一年五月二十二日印刷

昭和五十一年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

G